

【論 文】

戦時下における日本勧業銀行の事業金融化と「平時産業」
—不動産銀行からの離脱過程—

植 田 欣 次

目次

はじめに

1. 日中戦争の開始と離脱案の登場
 - (1) 財界の「平時産業」への期待
 - (2) 貸付不振と離脱案の概観
2. 太平洋戦争開始を挟む時期の勧銀法の改正と「平時産業」
 - (1) 勧銀法の改正（1941年3月）と運用方針
 - (2) 倉井敏磨の「私案」建議—長短両様の不動産銀行論の展開
 - (3) 勧銀法の抜本的改正（1942年2月）と意義
3. 金融統制の確立と不動産銀行からの離脱
 - (1) 事業金融基盤の確立と財団金融の地方展開
 - (2) 軍需融資特別措置法と無担保長期金融の開始—事業金融機関への転換
 - (3) 短期貸出の急増と預り金制限の撤廃

おわりに

はじめに

日本勧業銀行（以下、勧銀と略称）は日中戦争が開始される1937年迄に農工銀行を合併して一大不動産銀行となり、日本の不動産市場でさらなる発展を目指したが、長期貸付の後退と割増金付債券の終焉に伴い、不動産銀行からの離脱を余儀なくされた。

本稿の第1の課題は、勧銀の「本質的業務」と「付随的業務」¹の転換が如何になされたかを解明することである。勧銀には専門の不動産金融機関として多くの制限が課せられている。例えば勧銀は債券を発行して長期資金を調達、不動産抵当の年賦償還貸付を行う（＝「本質的業務」）よう規定されており、預り金や定期償還貸

付（「付随的業務」）は、勧銀法によって厳しく制限された。だが戦時期において勧銀は不動産銀行から離脱し敗戦直前の貸付態様は「普通銀行化したというほどではないが、少なくとも興業銀行の融資形態に類似」²していたという。勧銀が日本興業銀行（以下、興銀と略称）のように事業金融³へ進出するには諸制限を取り除くことが必要である。不動産銀行としての勧銀は、何時、どのようにして物件本位の営業から離脱して事業内容を重視する金融機関へと変質したのであろうか。この課題は、戦後不動産銀行が再建されなかった基礎過程を明らかにすることでもある⁴。

第2の課題は、戦時下の勧銀の基本的役割についてである。日中戦争が開始された頃の勧銀は、市街地金融、工業金融、農村部における田畑貸付と多方面の活動分野をもち、その口数は65万余口にも及び、中小商工業者・雑業者・農業者に根をおろす我が国最大の巨大銀行であった。勧銀が平時に行ってきたこれら取引先（「平時産業」⁵と呼ぶことにする）への不動産金融は困難を極め、大多数の銀行がそうであったように勧銀も時局産業への貸付へ乗り出してゆくが、従来の「平時産業」から単純に撤退したのではない。また政府も勧銀に事業金融を進めながらも基本的には「平時産業」への融資を重視した。政策当局の勧銀に対する期待と勧銀の経営政策がどのようなものであったかが関心事となる。

当該期の研究としては、池上和夫氏が1990年代初めに、農業金融からの離脱ということ 키워ドにその過程を追い、拙稿は大阪支店の不動産金融での勧銀の役割という角度から検討

している。だがこれまでの研究では勸銀の性格そのものの転換については検討されていないように思われる⁶。

1. 日中戦争の開始と離脱案の登場

(1) 財界の「平時産業」への期待

日中戦争の開始後、大蔵大臣（賀屋興宣）は勸銀宛に貯蓄債券発行の命令書（1937年10月）を送付した⁷。割増金付債券発行に経験をもつ勸銀は、貯蓄債券の発行機関として好都合であった。

ところで勸銀が貯蓄債券を発行する場合、独自業務である割増金付勸業債券（＝小券）の発行をいかにするかという問題がある。貯蓄債券と小券は共に割増金付だからである。

大蔵省は、建前は「勸業銀行の機能を阻害」しない両建てであったが、事実上、勸業債券の発行は難しいということを理解していた。にもかかわらず、何故政府は両建てにこだわったのか。総裁は「時局ニ対シテ我々ハ如何ニ対処シテ行ケバヨイカト言フ問題」があると述べた上で、政府が勸銀をどのような役割を担うものと考えていたかについて次のように述べた。

「(一) 時局関係事業ヘノ資金ノ供給ニ就テハ・・・相当資金ヲ供給セネバナラヌノハ当然ダガ、然シ財界ノ今度ノ立前ハ当行ハコノ方面ニハ纏マツタ金ハ出サナクテモ宜シイト言フ事ニナツテ居ル。又事実出シ得ル様ナ具合ニハ出来テ居ナイ。・・・」

(二) 次ニ時局関係ヲ離レタ平時ノ産業ニ就テハ、当行ハ田畑等農業地ヲ始メ一般不動産貸付ハ3万円以内ナラバ資金調整法ニ関係ナク当然ヤラネバナラヌノデ、努メテ一般ノ便宜ヲ計ルヤウニヤツテ行キタイ⁸（傍点は筆者、また数字は適宜算用数字に変換以下同じ）

注目されるのは、戦時下において勸銀が力を入れるのは時局金融ではなく「平時ノ産業」であるということである。だが、単純に「平時ノ産業」にこれまで通り融資すればよいと考えて

いたわけではない。総裁はその点について、臨時資金調整法（以下、臨金法と略称）の施行によって一方では豊富な資金を得るが他方では「非常時ニ於ケル必須産業トメサレザル幾多ノ産業部門・・・ハ、従来ヨリモ一層金融難ヲ生ズル」と想像される。だから今後「近ク襲来スベキ此ノ高低両気圧ノ中間ニ立チ、必ズヤ多大ノ苦心ヲ免ガレナイ」。このように臨金法の影響を述べた上で勸銀が融資にあたって留意すべき点を述べている。「時局ニ直接緊要ナラザル事業ト雖モ、之レガ維持匡救ノ為メニハ、法ノ許ス範囲内ニ於テ或ル程度迄資金融通ノ途ヲ与ヘル」ことである。この点こそ勸銀が「金融上最モ苦心ヲ要スル点」である⁹。

政府が建前として勸銀の機能を重視したのは、「平時産業」に対する役割が期待されていたからである。その意味が明確になるのに時間は要しなかった。1938年の物資動員計画¹⁰の具体化に伴い、勸銀は「中小商工業者及従業者の職業転換」の必要資金を融資するよう命じられた。同年8月の銀行局長から総裁への通牒は日中戦争下の勸銀の役割を指定した。

「物資動員計画ニ伴フ物資ノ節約、使用禁止等ニ関連シ中小商工業者及従業者ノ職業転換等ニ関スル対策ヲ講ズルノ要アル処是等ノモノニ対シ其ノ職業転換ニ必要ナル資金ヲ簡易ナル条件、手続ヲ以テ融通スルコトハ右対策ノ一トシテ有効ナルモノト被存候就而貴行ニ於テモ本件ニ関シテハ既ニ夫々適當御措置相成居ルコトトハ存シ候モ尚左記事項<註参照・・・筆者>御考究ノ上之ニ対スル貴見至急御申出」¹¹

このように戦時下において、物資動員計画との関連では、勸銀は中小商工業者・従業者の「職業転換」をスムーズに行うことが任務として位置づけられている。戦時下の勸銀の役割を時局金融から切り離すとともに建前だけであるが勸銀の小券発行を認めた理由は、臨金法をはじめ当局の時局産業に向けての物資動員計画が実施された場合、勸銀の主要な取引先である夥しい数の中小企業・農林業者に対する対策の必要性

(= 勧銀による転換資金・旧業整理資金・移住資金の融資) が背景にあった。

(2) 貸付不振と離脱案の概観

第3次勧農合併直後の勧銀経営は極めて不振であり、貸付残高は減少傾向にあった。表1は、勧銀の長期貸付である年賦償還貸付、定期償還貸付(以下、単に年賦、定期貸付と略称)残高の推移を示したものである。貸付残高は1937年6月末の12億5,053万円から漸減し、1940年6月には11億4,719万円へとわずか3年間で1億円余りの減少となった。最高時を回復するのは、1943年上期である。

この貸付残高の減少は、勧銀の土台をなす年賦貸付によってもたらされた。同残高は、1937年上期の10億8,740万円から1942年上期には8億7,867万円へと5年間で20%近くの2億円余り減少した。

表2は、勧銀の抵当種別別残高の推移を概観したものである。勧銀の主要な担保物件である田畑山林、宅地建物、そして無抵当貸付は、漸減している。ただ工場財団のみが残高を増大さ

せているが、全残高に占める割合は10%に満たず、他の抵当貸付の減少を補うものではない。この頃、工場財団貸付が問題になっていないのは、余りにも金額が少なかったからであろう。

この貸付不振打開のために勧銀は、1938年4月開催の支店長会議に向けて「時局下ノ経済及金融ノ現状ニ鑑ミ当行業務ノ刷新ト其振興策如何」¹²なる諮問を發した。この諮問への各支店長からの答申内容は、「一貸付伸展ニ関スルモノ」「二預金ニ関スルモノ」「三其他」の3つに区分されたが、「貸付伸展ニ関スルモノ」が圧倒的に多かった。当時の勧銀にとって貸付残高の減少がいかに深刻であったかを示す。

「貸付伸展ニ関スルモノ」で多かった意見は、①鑑定価格の引上げ(19店)、②貸付利率の引下げ(18店)、③担保の取得範囲の拡大(7店)、④勧銀法・定款の改正(26店)であった。当時の勧銀は、小券発行ができないため他金融機関よりもより低く貸す機能が後退、また抵当物件本位のために借手が希望する金額を充たすことができなかった。そのために鑑定価格を引き上げたり、鑑定価格に対する貸付金額の割合を増

表1 年賦定期貸付別残高

(単位 口 千円)

年	期末	年賦貸付			a/b%	定期貸付		其他共合計		
		口数	金額 (a)	同右 増加指数		口数	金額	口数	金額 (b)	同右 増加指数
1937	上期	610,011	1,087,401	100	87	39,750	155,356	651,518	1,250,529	100
	下期	605,917	1,060,906	98	86	38,002	160,059	645,541	1,229,391	98
1938	上期	612,480	1,029,894	95	85	41,296	166,007	655,213	1,204,599	96
	下期	602,987	994,463	91	84	39,331	177,584	643,652	1,178,865	94
1939	上期	591,547	964,113	89	83	39,777	192,243	632,552	1,163,429	93
	下期	577,259	928,273	85	80	41,314	227,443	619,705	1,161,710	93
1940	上期	558,170	900,274	83	78	42,205	241,627	601,399	1,147,185	92
	下期	541,406	893,634	82	76	40,580	283,085	582,908	1,181,613	94
1941	上期	527,296	887,479	82	74	39,175	302,793	567,227	1,194,787	96
	下期	516,908	883,916	81	73	37,856	317,532	555,365	1,205,235	96
1942	上期	504,041	878,671	81	72	36,687	347,067	541,244	1,228,702	98
	下期	492,207	883,228	81	71	34,771	361,089	527,477	1,247,336	100
1943	上期	475,846	890,372	82	69	33,503	395,410	509,756	1,288,369	103
	臨時	466,591	889,712	82	68	32,797	415,060	499,751	1,307,055	105
	下期	445,983	885,909	81	60	30,465	584,723	476,773	1,472,935	118
1944	上期	?	1,003,673	92	52	?	924,054	?	1,928,835	154
	下期	?	971,907	89	46	?	1,130,614	?	2,103,587	168
1945	上期	365,362	877,096	81	45	25,736	1,083,965	391,197	1,961,820	157
	下期	251,427	720,242	66	37	18,250	1,248,162	269,736	1,968,852	157

資料：勧銀『営業報告書』各期。

註1：1937～1943年上期は暦年であり、1943年臨時以降は会計年である。

註2：1941年上期からは年賦貸付は割賦貸付である(以下同様)。其他共合計には保証付年賦(又は割賦)貸付と特別担保定期貸付が含まれる。

表2 抵当種類別の長期貸付残高（直接貸付）

(単位 百万円 %)

年	月末	田畑山林		宅地建物		工場財団等		其他共有抵当合計		無抵当合計 (a)	総合計 (b)	a/b (%)
1937	6	389	40	484	50	74	8	965	100	281	1,247	23
	12	385	40	480	50	76	8	961	100	265	1,226	22
1938	6	382	40	473	50	75	8	949	100	252	1,202	21
	12	375	40	466	50	76	8	934	100	241	1,176	20
1939	6	367	40	463	50	81	9	928	100	233	1,161	20
	12	359	38	463	49	101	11	944	100	220	1,165	19
1940	6	350	38	463	50	96	10	924	100	221	1,141	19
	12	342	36	473	49	130	14	960	100	220	1,180	19
1941	6	335	35	469	49	146	15	966	100	227	1,193	19
	12	332	34	472	48	159	16	978	100	225	1,204	19
1942	6	328	33	465	47	187	19	995	100	232	1,227	19
	12	326	32	469	46	200	20	1,010	100	235	1,246	19
1943	6	323	31	479	46	220	21	1,038	100	249	1,287	19
	9	317	30	484	46	233	22	1,051	100	254	1,306	19
1944	3	310	28	496	46	265	24	1,090	100	381	1,472	26
1946	3	187	23	364	44	238	29	818	100	1,020	1,838	55

資料：勸銀『営業報告書』各期。

註1：各残高は年賦貸付と定期貸付を加算したものである。また工場財団等は、工場財団、鉄道財団、軌道財団、漁業財団、自動車交通財団を、其他は、塩田、原野、牧場、養魚池、漁業権、漁船、抵当権付債権を加算したものである。

註2：各欄の右側数字は其他共有抵当合計を100とする時の割合%である。単位未満切捨。

やしたり、あるいは貸付金利を引き下げることが求められていた。支店の意見をすべて検討することは出来ないで、①と④を上げる。

鑑定価格の引上は、第1に貸付金額の基準となる鑑定価格そのものが低く鑑定価格の算定方法を改善すべきという見解である。この点は多くの支店から提出され、鑑定価格を引き上げて問題がないというものであった。例えば「田畑ノ価格ハ米穀統制法ノ施行、其他ノ農村施設ニ因リ今後急激ナル変動少キ・・鑑定価格ヲ一層時価ニ接近セシムルモ・・危険少カルベク」（浦和支店）¹³、と。これらの意見は鑑定価格の算出の際の基礎となる米価（換算米価）や鑑定利回の方法を改善して鑑定価格を引上げて貸付金額を増加させるものであった。第2は、実情主義に基く「合理的緩和」である。例えば市街地貸付について「貸付年限ノ短縮、定期分割償還等ノ方法ニヨリ貸付元金ノ減少ヲ速クスルコト、或ハ債務者ノ信用ヲ加味」して「貸付額拡張」¹⁴するという意見である（前橋支店）。この意見は、鑑定価格の算定方法を見直すのではなく、貸付期間を短縮することによって貸付元金の担保期間を短縮、鑑定価格を時価に近づけるものである。

第3は、鑑定価格の引上げ方策として、管理

の強化によって信用の補強をなすという主張である。津支店長倉井敏磨¹⁵の答申は、勸銀の「金融機能カ相対的ニ著シク退化シテ其ノ威力」を失い、そのために貸付業務の不振が生じていると指摘する¹⁶。この勸銀の退化・威力の喪失は、「一般金利ガ非常ニ低下シタコト及長期低利金融ニ対スル各種ノ競争機関ガ出現」したことによってもたらされた。それゆえ対策は「徹底シタ再検討」であった。この観点から、①「担保物件ニ対スル貸付額ヲ現在ヨリモ増加スルト共ニ担保ニ取得スル範囲ヲ更ニ拡張シ之ニ因ッテ生スル回収上ノ不安ヲ管理業務ノ改善ニ依リテ補フ」、②「一定額ノ短期特別低利資金ノ貸付ヲナス」、③「個人ニ対スル当座貸越ノ途ヲ開ク」、④「経営ノ集約化」の具体案を提起する。倉井敏磨は後の勸銀法の改正の中心的な存在となるので、①に注目してやや詳しくみる。

倉井敏磨は、勸銀の「貸付業務行詰ノ主要ナ原因ノ一ツ」は「鑑定価格カ余リニ低イ為メ之ニ対スル貸付額ガ非常ニ少イ」ことにあるという。この点は支店長の共通認識であり、他の金融機関に較べて勸銀の貸付金額は非常に少ないが、それは「現在ノ様ニ貸付金回収ノ目標ヲ終始抵当物件ノ価格及処分ノ難易ニ置キ貸付実行後ノ債務者ノ財政状態ニハ余リ注意ヲシナイ現

在ノ方針ノ下ニ於テハ寧ロ当然ノ結果」である。こうした「物件本位ノ考方ヲ緩和」して「抵当物件ノ鑑定価格ヲ適当ニ引上グルト共ニ、之ニ依ッテ生スル回収上ノ不安ハ或ル程度迄貸付実行直後相当年数間ニ於ケル管理回収ノ方面ノ仕事ヲ積極的ノモノニ改善スルコトニ依ッテ補フ」というものである。この「管理」業務とは何か。

「管理業務トハ広義ノ管理業務デアリ・・・(一)債務者トノ当座、特別当座等ノ預金取引ハ勿論出来得レハ当座貸越、為替取引等ノ途ヲ開キ之ニヨリ其ノ業態ヲ察知スルコト (二) 町村役場、農事実行組合、各種生産物販売組合、同業組合等農山漁村ノ凡ユル産業団体ト密接ナル連絡ヲ採リ之ヲ回収ニ対スル斡旋ニ利用スルコト (三) 負債整理組合、貯金組合其他当行ヨリノ借入金ノ払込励行ニ関スル特別ノ団体ノ結成ヲ促進スルコト (四) 債務者ノ業態ノ変化ニ注意シ必要ノ場合ニハ抵当物ノ資金化其他事業上ノ指導、監督、援助ヲ為ス等」¹⁷

支店長の広義の管理業務の提案の内、最初に挙げられている債務者との「当座貸越、為替取引等ノ途」が提起されていることは注目値する。物件本位ではなく「当座、特別当座等ノ預金取引」とともに短期の貸出業務を行うことにより債務者の「其ノ業態ヲ察知」することは、勧銀の不動産銀行からの離脱の方向を示すものだからである。もっとも離脱とはいえ長期抵当貸付が基本であることに変わりはなく普通銀行への転換を目指すものではない。

ところで倉井敏磨の意見は、長期の不動産貸付の進展のみでなく、さらに不動産担保の当座貸越の提案もなされる。それは都会地、農村地帯をとわず「不動産ヲ担保トスル場合デモ年賦償還式ノ長期金融ヨリモ寧ロ当座貸越式ノ短期金融」を希望する段階になっているという。勧銀のあるべき姿は、

「不動産乃至農業金融機関トシテノ当行ト雖モ従来ノ如キ長期ノミノ金融機能テハ最早不充分デアリマシテ長期短期両建ノ完全ナル金融機能ヲ具備シナケレハ其ノ要求ヲ充シ得ナイ状態ニナツテ居ル・・・略・・・此際

是非当座貸越其他完全ナル短期金融ヲ行ヒ得ル途ヲ開イテ当行ノ金融機能ヲ一層増強シ、強力ニシテ適切ナル不動産乃至農業金融機関タルノ実ヲ備フルニ至ランコトヲ切望スル」¹⁸

津支店長の提案は、勧銀の進路を展望し不動産銀行の在り方そのものを問題とする画期的なものである¹⁹。2 (2) で検討するように倉井敏磨は、勧銀法改正時の調査課長であり、勧銀法改正の中心人物で、この時の答申は、後の勧銀の建議に反映される。

各支店から出された鑑定価格の引上に関する意見に対して、齊藤理事は「今日ノ如ク全国ニ支店ガアツテ地方ノ事情ニ精通シタ調査ガデキルノダカラ一寸実情ニソハヌ点ノアルノハ当然ダト思フシ各方面トノ競争モ激甚ナ折柄モツト適シタ方法ニ変ヘル要アリト考ヘラレルカラ根本的改正ヲナシタイ」²⁰と改正に意欲的であった。

次に、支店長会議において野口理事が「銀行法並ニ定款ノ改正ニ付テ」と題して発言した。これは答申の内、勧銀法改正の要求に対して応えたものである。

「御意見ガ沢山アツタ・・・ガ大体 (一) 十人連帯ヲ五人連帯ニスルコト (二) 定期預リ金ヲ年賦貸付ニ流用スルコト (三) 定期預金証書ヲ担保ノ貸付ヲ行フコト (四) 年賦償還ヲ不均等償還ニ改ムルコト (五) 不動産ヲ根抵当トシテ手形割引当座貸越ヲナスコト (六) 商業組合ニ対スル無担保貸付 (七) 自動車交通財団貸付 (八) 貸付割合ノ三分ノ二ノ制限ノ撤廃等デアルト思フガ

其内五人連帯、定期預金資金ノ流用、根抵当手形割引当座貸越ノ件ハ既ニ大蔵省ニ許可願ヲ出シテイルガ比較的急ヲ要セサルモノトシテ後レテイルガ時節サヘ来レバ希望ガ通ルダラウ、即第一回ノ改正案ハ昨年秋ニ起案サレタノダガ勧業銀行ノ将来ヲ考ヘニ入レテ該改正案ヲ撤回シテ最一度練リ直スコトニナツテイル・・・中略・・・貸付率三分ノ二ノ撤廃ハ思ヒ切ツタ事デ之ヲ決メタ立法精神ヲ顧ミルト難シイ」²¹

改正点は、8項目で、この内、5人連帯、定期

預り金の流用、根抵当手形割引当座貸越の件は、すでに大蔵省へ「許可願」を出したという。そして1937年秋には最初の起案がなされたが、急ぐ必要がないとして再度練り直すことになった。

色々な項目があるが2点だけ取上げると、(八)の貸付割合の3分の2の制限撤廃は、勧銀が不動産銀行であることの基本をなす。勧銀は担保を基本にして貸出すので担保の価格(鑑定価格)を先ず調べてその上で鑑定価格の3分の2以内を貸付けることが法律で決まっている。だが、この鑑定価格に対する2/3制限の撤廃に関する意見は、表3が示すように市街宅地、田畑を問わず極めて多い。だが、不動産銀行たるの基本的な条件であるがゆえに、制度改正の実現は非常に困難であると判断している。後に述べる如く1942年の改正ではじめて実現。それによるリスクは貸付後の管理問題とされている。

預り金は、「貸付伸張ニ関スル」方策として定期預り金の年賦貸付へ流用、流動性預金の定期預り金担保貸付、「不動産ヲ根抵当トシテ手形割引当座貸越」等、勧銀法改正を目指す問題提起がなされている^{22, 23}。

以上、日中戦争下において当局は勧銀に対して時局産業ではなく「平時産業」への融資を期待したこと、勧銀の貸付不振は深刻でありその振興策は、勧銀法の改正を伴う不動産銀行としての有り様を変えるものであったこと、津支店長からは長短両様の不動産銀行論が提起されるほどであったことを検討した。次に、これらの

答申がどのように勧銀法改正になってあらわれてゆくかをみる。

2. 太平洋戦争開始を挟む時期の勧銀法の改正と「平時産業」

(1) 勧銀法の改正(1941年3月)と運用方針
勧銀法改正の建議が1939、1940両年の秋になされ²⁴、第76回帝国議会で改正案が公布施行(1941年3月)された。勧銀法の改正は勧銀の多年の要望であったが、何故この時期になって改正がなされたのであろうか。この点について広瀬大蔵次官は支店長会議(1941年4月)で、次のように述べた。

「時局ノ重大性ハ興業銀行ノ活動ノミニ俟ツベキデナク其レ以外ニ興業銀行トハ違ッテ多年ノ経験ト全国各地ニ殆ンド余ス処ナク支店網ヲ有スル勸業銀行ガ興業銀行ノ手ノ届カヌ所迄及ボシテ時代ニ副フ金融ヲ為スコトハ国民ノ囑望デアルコトヲ私ハ痛感シタ」²⁵

広瀬次官の挨拶は、新体制下の勧銀をどのように位置づけていたかを明瞭に語っている。勧銀が時局産業へ進出、興銀を補完することが求められている。問題は勧銀の役割の独自性、つまり時局産業部門での興銀と勧銀の活動範囲の問題である。議会で広瀬次官は興銀と比較すれば「小口ニナリマスケレドモ、先ズ中位ナ、中以下ノ所ヲ狙フ」、そして「今後此ノ国土計画ト云フモノガ段々ト研究サレマシテ工場ガ分散ス

表3 「貸付割合ノ制限緩和又ハ撤廃」の意見(1938年4月)

山形	制限のために融通の範囲縮小することが少なくない。「地方民の当行に対する要望は貸出高の僅少を訴ふる一事のみ」、18条は改正、寧ろ撤廃すべき。
千葉	県下の金融機関共貸出伸展に苦慮しており出来るだけ多額の貸出をする必要あり。鑑定価格と貸付額の比率は5分の4程度にすべき。それに伴う危険は貸付後の管理で。
東京	信用良好な短期の資金需要者に貸付割合増加を。同時に貸付後の管理をする組織をつくる。
金沢	田畑鑑定で2重3重の制肘を加え更に3分の2の制限により実際の売買時価とは懸隔甚しい。他金融機関との対立摩擦があり必要以上の堅実主義は貸付の減少を招来する。
岐阜	優良申込には鑑定価格を超えない範囲で自己の判断で貸付額を決定しても過誤はない。
広島	市街地不動産金融の分野に於て他機関と角逐業務の伸張を期する上に於て実現を切望。定期貸付のみ。
高知	3分の2なる制限の撤廃又は大幅の緩和。不動産金融をなし得る機関の出現を見た。何れも勧銀法にある如き制限は・・なく有力な競争者として豊富低コスト更に長期の条件をまで具有して当行の分野を益々蚕食。
鹿児島	資金需要を如何にして当行に向わしめ、又当行が如何にして充分に之が必要を充たし、効果的貸出を為すべきかは重要な問題。

資料：「第二十四回支店長会議ニ於ケル諮問事項答申書」青森～綾部支店、大阪～台南支店、1938年4月。

ル、・・・勸業銀行モ是等ニ対シテ金融ヲ致スニハ最モ適當」と発言した²⁶。つまり勸銀の役割は、興銀の単なる補完ではなく不動産銀行としての独自領域での活動なのである。

ところで勸銀法の改正については、1940年夏に近衛内閣が成立後、大蔵省の「御内意」もあって勸銀内の5～6名で「改正意見」の準備にとりかかった。だが改正は抜本的改正への地均しであった。その事情について、改正準備に取組んだ調査課長（倉井敏磨）は、「産業経済機構全般ノ再編成」がどうなるか「見透」がつかないからであったと述べた。すなわち

「私共ノ得タ結論ハ、・・・高度国防国家体制ノ確立ト云フ国家喫緊ノ要求ニ即応スル考ヘ方デ進マネバナラヌ・・・ガ、具体的ニコノ精神ヲ本行法ノ改正ニ織込ミ、・・・根本的ニ改正スルト・・・ナルト、矢張り、産業経済機構全般ノ再編成ガ何ウナルカト言フコトニ付或程度ノ見透ガツキ、更ニ之ニ順応シテ金融機構全般ガ如何ニ改善セラレ、又・・・当行ガ、其ノ中デ如何ナル地位ヲ占メ、又如何ナル役割ヲ果タシテ行クベキカガ大体ハッキリシテカラ、之ニ着手スルノガ本当デハナイカト言フ結論ニ到達シタノデアル」²⁷

1939年の第二次世界大戦勃発、1940年秋のドイツ・イタリアとの「軍事同盟」の締結が契機となって、「反枢軸国ヨリノ圧迫」が顕著となる。英米依存の経済から離脱して「東亜共栄圏ヲ基礎トスル自給自足ノ経済体制ノ確立」が必要である。こうした国際情勢の変化の中で1940年秋以降、従来の「直接物資ヲ対象トスル応急的統制」から「経営並ニ機構ソノモノヲ対象トスル総合的統制」に移行した。すなわち、利潤統制の強化、会社経理統制令の実施、経済新体制要綱の決定など「経済機構全般ニ対スル統制」へと変化した²⁸。

勸銀の時局産業部門への進出のための勸銀法の改正（1941年3月）は本格的ではない。1941年初頭は、金融新体制論議の真っ最中であり、まだ固まっていない²⁹。だからこそ勸銀法の改正も暫定的なものに終わらざるをえなかった。

それゆえ後にみるように、連続的に1942年初頭の改正につながる必然性があった。

表4は、改正点の一覧表で、15項目の「改正意見」の内12項目が認められた。一見してわかるが、関係条文では14・15条と31・32条に関する項目が多い。前者は勸銀法第4章の「営業」の最初の部分であり勸銀の長期貸付を規定したものである。後者は預り金の吸収と運用を規定する部分である。

前者から見ると、主な点は第1に、貸付金の償還方法で年賦償還から割賦償還に変更されたことである（表の番号1）。年賦償還は周知のごとく住宅ローンの返済と同様に毎年、元金と利息を合わせて同じ金額だけ返済する方式である。それに対して割賦償還は元利金均等償還を原則とするが、債務者の状況に応じて不均等償還を認めるというものである。第2は、市街地貸付金額（市制施行地の宅地建物抵当貸付の内工業者貸付を除く貸付）に対する制限の緩和である（番号5）。勸銀は農村、市街地、工業方面の3方面へ貸出しているが、市街地貸付は、（払込資本+債券額）の1/2以内に制限されていた。だが市街地の方へもっと貸したいということで積立金をプラスして市街地制限を緩和する。この金額はかなり大きい³⁰。第3は、5ヶ年以内の定期貸付に関する但書の改正である。従来は漁業権のみであったが漁船（5ヶ年以内の定期貸付）と、山林（20ヶ年以内の定期貸付）が抵当物件に追加された。第4は法律で新しくできる財団は不動産とみなされたことである。第5は、勸銀の無抵当貸付（15条）についてだが、10人連帯から5人連帯へ改められたことである。

ところで、工場財団³¹などの財団担保貸付は事業金融が中心になるが、工場が完成される迄は財団が組織されないので勸銀は貸付できない³²。その間会社は、借入をして原料の仕入ができないが、財団設定前貸はそれを可能にした（番号7）。ただ後の改正のところで触れるが、財団設定前貸付を行うための短期資金をどうするのか（資金源）という点までは踏み込まれていないこ

とは留意すべきである。

後者を検討する。表4の番号8～11はすべて預り金に関係することである。先ず番号8の31条の預り金（定期預り金を除く）の吸収額は、払込資本金以内に制限されていたが、積立金総高が加算され、緩和された。すなわち預り金の制限額までの余裕額は、1940年末の527万円から積立金総高（1億5,807万円）が加算されたことによって1億6,334万円へと拡張された³³。制限に該当する預り金残高は、1940年末で1億1,253万円であるから、改正の意義はきわめて大きい。これは預金銀行化にあたって大きな意味をもつ。改正理由は「既余裕額僅少トナリタルトコロ、農村其ノ他ニ於ケル貯蓄奨励ニ協力スル為拡張シタルモノナリ」と述べ、そして「預金吸収方針」は「普通銀行ニ対スル関係モアリ慎重ヲ要スルモ地方事情ヲ考慮シ適宜改正ノ目的

ヲ実現スルコト」と微妙な言い回しをしている³⁴。建前は貯蓄奨励に協力するということだが、32条による短期金融の拡張が今回の改正の柱になっていることを考慮すれば、預り金の吸収は、避けて通れない経営政策であった。

それから番号9～11（すべて32条）は、預り金の運用を規定したものである。32条の改正で可能になった業務は、①預け金や有価証券の買入に加えて「応募」、「引受」（1項1号）、②1号の証券又は農産物、水産物、工業製造品に加えて林産物を担保とする手形割引（＝手形貸付）と短期貸付（1項2号）、③農林水産物の事業法人（特別法人）への手形割引と当座預金貸越（1項3号）、④5人以上連帯貸付（1項4号）、である³⁵。

これら32条の業務の拡張は勸銀が普通銀行になる上では非常に重要となるが、特に3号の農

表4 勸銀法の改正点と運用方針 1941年3月

番号	改正点	関係条文	運用方針等	
1	割賦償還	償還方法に「融通性」を与えるために年賦償還を割賦償還にする。	14条第1項、其他。第19条の削除	元利均等償還と元金均等償還を原則とし希望に応じて元金の不均等償還。払込期は半年が原則だが1年、3ヶ月、1ヶ月を認める。
2	登簿漁船担保	財団を組成しないで漁船（登簿船）の抵当を可能にした。	14条2項但書に追加、其他	漁業権・陸上設備を伴う漁業貸付。払込金は毎回の漁獲高より「優先引落し」を原則。漁船保険加入。
3	20年以内の山林抵当定期償還貸付	山林抵当の20年以内の定期償還貸付を可能にした。	14条2項但書に追加、其他	担保取得範囲の拡張（幼令林と造林予定地）。森林組合にも貸付ける。
4	新たな財団	法律に基づく財団は総て不動産と看做し抵当に出来る。	14条4項	当面自動車交通事業財団に貸付開始。運河財団は別途考究。
5	市街地制限の緩和	市街地貸付金額の制限緩和。（制限額：払込資本金と債券額に積立金総高を加算してその1/2）	14条の二	増加額は積立金総額の2分の1（7,903万円）。1940年末の余裕金は5,117万円だが改正により1億3,020万円になる。改正理由は住宅資金及其他の市街地貸付増加の見込だが余裕僅少のため。
6	5人連帯貸付	10人以上から5人以上連帯貸付に改め、同時に林業者と台湾での連帯貸付を可能にした。	15条4項、32条1項4号	資金用途は可成り産業資金を対象とする。他金融機関を刺激しないよう注意する。
7	財団設定前貸付	財団の登記前でも設定が確実な場合、貸付可能にした。	19条として追加	財団組成の官報公告が条件。軍需品工場は軍の諒解を得ているかどうか確認する。既取引先で払込良好または著名会社。
8	預り金の制限緩和	預り金の制限は、払込資本金以内であったが積立金総高が加算され、「緩和」された。	31条の四	預金吸収は普通銀行との関係で慎重に。1940年末の余裕額は527万円だが改正で1億6,333万円に拡張される（積立金総額1億5,807万円）。農村での貯蓄奨励に協力するため。
9	有価証券の応募・引受	国債と認可を受けた有価証券の「応募、引受」が可能になった。（但し国債以外の有価証券は預り金以内）	32条1項1号に追加	差当りの引受は地方債。（現在は証券会社に引受けしめ日本勸業銀行が買入の形式）
10	林産物担保の割引・短期貸付	林産物担保の手形割引、短期貸付を可能にした。	32条1項2号に追加	林産物は木材と木炭に限定。
11	特別法人への手形割引・当座貸越	特別の法令により設立された農林水産の事業法人に対して認可を受けて手形割引又は当座預金貸越が可能となった。	32条1項3号に追加	特別法人は、農事実行組合、養蚕実行組合と新設見込の農地開発営団、日本蚕糸統制株、日本木材株である。
12		売出債券の変更登記は省略して債券の種類毎（小券、復興貯蓄債券、貯蓄債券、報国債券）に年末に未償還現在高を登記することにした。	35条の四として追加	

資料：「日本勸業銀行法中改正要綱」、「本行法中改正各項目ノ運用方針」（調査課長指示事項資料）、1941年4月4日（「第二十七回支店長会議資料」1941年3月）より作成。

林水産業という限定はあるが「事業法人（特別法人）」への手形割引・当座貸越への途が拓かれたことは大きな意義をもつ³⁶。

調査課長の評価は「今回行ハレタ各改正項目ヲ通ジテ私共ノ感ジルコトハ、償還方法ノ変更ニシテモ、水産金融或ハ事業金融方面ニ於ケル担保ノ拡張ニシテモ、十人以上ノ連帯貸付ヲ五人以上ノ連帯貸付ニ改メタコトニシテモ、其ノ大体ノ傾向ハ当行ノ与フル信用ノ限度ヲ拡張スルト云フコトニナル」³⁷というものであった。

ところで調査課長は、建議項目の内、不採用となったのは「イ、特別ノ必要アル場合ニハ大蔵大臣ノ認可ヲ受ケテ抵当物件ノ鑑定価格一杯マデノ貸付ヲ為シ得ル途ヲ拓クコト」「ロ、預り金ニ関スル制限ヲ撤廃スルコト」「ハ、本行ノ定期預り金ヲ担保トスル手形割引又ハ短期貸付ヲ為シ得ル途ヲ拓クコト」「ニ、不動産ヲ抵当トスル当座預金貸越ノ途ヲ拓クコト」「ホ、定期預り金ノ使用範囲ヲ拡張シ、有抵当、無抵当ヲ問ハズ定期及割賦償還貸付ニ使用シ得ル様ニスルコト」の5点を挙げている³⁸。そしてそれらが採用されなかった事情を次のように述べる。

「第一ノ担保物件ニ対スル貸付率ノ制限ノ撤廃ハ真ニ必要アル場合ハ、現在ノママデモ鑑定価格ノ決定ニ際シテ尚ホ適當ニ考慮スルコトトスレバマダソノ必要ガナイノデハナイカトノ理由ニ依リ、又他ノ四件ハ何レモ普通銀行ヤ産業組合等ノ業務ヲ侵スコトトナリ、之ヲ刺激スル惧レガアルトノ理由デ不採用ニナッタ次第」³⁹

大蔵省当局は、鑑定価格に対する貸付額の引上には極めて慎重であった。また勸銀の長期貸付の低迷の打開をめざす定期預り金の割賦償還貸付への流用についても認められていない。そして兼営不動産銀行の途を拓く預り金の様々な制限の撤廃も金融機関の系統論を持ち出して否定的であった。

さて今回の改正は、預り金の吸収制限を緩和し、運用（特に特別法人への手形割引・当座貸越）を拡張した。預り金の吸収額に余裕がなかった

ことからすればこの緩和の意義は非常に大きい。流動性預金については、1938年の諮問に対する答申や臨時行務調査会では余り問題になっていなかったが、勸銀法の改正では大きな位置を占めた。今回の勸銀法の改正のもとになっている1939年と1940年の建議は「前記の行務調査会とは別個に立案され」⁴⁰たと記されていることを踏まえれば、1939年以降の情勢変化によって勸銀の要望も時局の変化に合わせる形でそれ以前とは大きく変化したと考えられる。1938年当時に倉井敏磨が支店長時代に主張した長期短期兼営の不動産銀行の構想が具体的に勸銀法改正へと向かって行ったのは時局産業への勸銀の進出が日程に登ってきたからであろう。

次に、勸銀法の改正を受けて勸銀はどのような経営方針で臨んだか。総裁は、支店長会議の席上（1941年3月）、「物動計画ヲ基本トスル工業生産力ノ拡充」のための事業資金の調達への協力を求め、時局産業への責務を述べる一方、他方で本来の勸銀の使命ともいふべき不動産金融についても堅持するように呼びかけている。

「設立ノ趣旨ニ於テ不動産ヲ担保トスル金融ヲ主トスル關係上直接軍需又ハ時局産業ニ關係致サナイ平和産業又ハ小口ノ庶民金融的色彩ノ濃厚ナル金融ガ相当ノ額ヲ占ムル・・ハ自然ノ勢デアリマスルガ、現代ノ国防ハ・・・国内各階層ガ全面的ニ安定シ各種産業ノ發達ガ均勢ヲ得ザル限リソノ完璧ヲ期スルコトハ不可能デアリマスルカラ、・・直接軍需又ハ時局産業ニ關係ノ疎遠ナルガ如ク見ユル方面ニ対スル金融モ必ズシモ回避スベキ理由ナキノミナラズ、真ニ国家ノ為メニ必要ナリト認メラルルモノニハ寧ろ積極的ニ之ガ供給ニ努ムルコトガ肝要デアル」⁴¹

総裁は、平和産業・庶民金融的色彩の濃厚な金融にこだわる。新体制下においても勸銀は「平和産業」を重視すると述べて、時局産業に一直線に進んでいたのではない⁴²。

以上、本項では、大蔵当局が勸銀に期待したことは興銀が手の届かない地方的な小口の工業金融であること、1941年3月の改正は過渡的で

本格的なものでないこと、改正は勧銀が与える「信用ノ限度ヲ拡張」に重点があったこと、時局産業の要請に応える一方で「平時産業」での役割を「使命」として重視したことを検討した。

(2) 倉井敏磨の「私案」建議—長短両様の不動産銀行論の展開

太平洋戦争の直前になると、勧銀が時局金融へ進出する上で勧銀法の制約が問題となる。そこで勧銀は、開戦直前の1941年11月26日、調査課長（倉井敏磨）の私案「当行法並ニ定款中改正案要綱（草案）」⁴³を大蔵省へ提出した。その構成は「当行法並ニ定款中改正案項目」と「当行法並ニ定款中改正案要旨及理由」からなり、前者は勧銀法と定款で改正すべき6つの「項目」が並べられ、後者でそれぞれの「項目」について改正理由が述べられている。特に後者の「理由」では、当時の勧銀の置かれた状況と進むべき見透しが述べられ興味深い。また続いて戦争開始直後の12月15日付で同じく調査課長の私案として「当行法中改正案要綱（草案）—追加分」⁴⁴が大蔵省へ提出された。

2回にわけて提出された改正項目は、下記の通りである。Aは1941年11月26日、Bは、「追加分」として12月15日に提出されたもので、Aの一～三、五は、「昨年建議シタルモ不採用」となり、Aの四と六は、「本年初メテ建議」したものである。

- A 一、無抵当貸付の範囲拡張（15条）と短期貸付・手形割引又は当座貸越（32条1項3号）
- 二、貸付金額と鑑定価格との比率制限の撤廃（法第18条）
- 三、定期預金の使用範囲を拡張して有抵当無抵当の定期・割賦貸付への流用（32条2項）
- 四、特別の法令で設立された法人業務の代理の場合、法律に記載がない業務の開始
- 五、勧銀の定期預金担保の手形割引又は短期貸付（32条1項2号）
- 六、同一借主に対する貸付金の制限により除外せらるるものの範囲を拡張（定款第31条）

- B 一、財団組成物件の建設及取得前の「預り金又ハ営業上ノ余裕金」での前貸（32条1項中改正）
- 二、建築資金貸付における「建築前」の「預り金又ハ営業上ノ余裕金」での前貸（同上）
- 三、不動産抵当貸付の既取引者への「抵当不動産ノ鑑定価格ノ三分ノ一」以内の「預り金又ハ営業上ノ余裕金運用」での「無担保ノ短期貸付」（同上）
- 四、「預り金又ハ営業上ノ余裕金」での不動産担保の「当座預金貸越及財団前貸、建物前貸」又は不動産担保の既取引者への「短期貸付ニ於ケル当座預金貸越」（同上）
- 五、担保権設定を制限させられた不動産所有者への「無担保貸付」（法15条中改正）
- 六、「有抵当定期償還貸付ノ総高」制限の撤廃（法14条3項削除）

資料：倉井敏磨調査課長「当行法並ニ定款中改正案要綱（草案）」1941年11月26日と12月15日、『銀行法改正建議案関係綴』1941年。

まず昨年建議したが「不採用」となったAの4項目から再度、建議した「理由」を検討する。

第1は、15条の無抵当貸付の範囲を拡張（特別法令の組合・連合会、国策会社の特殊法人）とともに32条の短期資金の活用である（Aの一）。この点は、勧銀の無抵当貸付は、従来「公共的組合及其ノ連合会」になされ、その対象は法律に列挙されていたがその「列挙主義」を廃止して、国策会社などの特殊法人への無抵当貸付を開始すること、そしてこれら特殊法人への短期貸出を可能にすること（32条1項3号）であった。

その理由は、経済活動の中心が個人より団体に移行することが背景にあった。すなわち、これ迄関係業者が組成する団体は「組合員相互ノ共同利益ノ増進」にあったが、現在は「事業ノ中枢機関」ないし「経済統制遂行ノ補助機関」として「新ナル使命」が加わった。既存団体は発展解消し「強力ナル団体ニ代替」され、また新しい各種団体が設立された。こうした団体に資金を供給し事業の遂行を押し進めることは戦時下の金融機関の「重要責務」である。ところが勧銀は15条で公共的組合が列挙されており「新

ナル組合又ハ団体ニ対シ金融」をするには勸銀法の改正が必要であり、「経済情勢ノ変転極メテ急激ナル今日ニ於テハ・・時勢ニ適」さなからであった。

さらに建議では、これらの無抵当貸付の資金源について触れて、32条に基く短期貸出を要望している。それは「之等ノ会社其他ノ法人ハ其ノ事業ノ経営上諸種ノ保護特権ヲ付与セラレ居ル一方国家ノ嚴重ナル監督ニ服スル」から、これまでの無抵当貸付先の「公共団体ニ比シ何等劣」らないからである⁴⁵。前回の改正で「農林漁業ヲ営ム特殊法人ニ限り短期資金」の融通が可能となったが、「市街地商工業金融及住宅金融ヲモ使命トスル点ヨリ見ルモ」、対象を「限局」するのは妥当でない。この時の建議では、農林漁業以外の特殊法人への短期金融のみでなく、さらに「短期資金ノ融通ノミヲ以テシテハ未ダ金融的援助モ充分成ラズ更ニ長期貸付ヲモ為シ得ル途ヲ併セ拓クヲ必要」と長期金融も要望された。開戦直前における特殊法人への長短金融を無担保で行うことを意図したものであった。後に食糧営団や国民更生金庫、木材会社などへの長期資金の途を開くものであった。

第2は、貸付金額と鑑定価格の比率制限の撤廃（＝3分の2制限の撤廃）についてである（Aの二）。建議は、先ず不動産金融が時局下においてますます重要性を帯びているにもかかわらず不動産金融機関としての機能が充分発揮されていないことを示す。すなわち、「不動産金融ハ農山漁村方面ニアリテハ重要農林水産物ノ増産及耕地ノ改良開発等ニ擁スル資金ヲ供給し、又市街地方面ニアリテハ住宅ノ建設、中小企業ノ整備統合等ニ擁スル資金ヲ供給スル等其ノ責務ハ平時ニ比シ著シク重要性ヲ加フル」と不動産金融の必要性を述べた上で、不動産金融の「中枢機関」である勸銀の機能は十分発揮していないと断ずる。その理由は、たとえ借入者の「資産信用良好」で「償還力」が充分でかつ「用途頗ル適切」であっても第18条の2/3制限のために「債務者ノ側ヨリ見ルトキハ著シキ不利ト不

便ヲ伴ヒ取引ノ実情ニ適合」しない場合が「相当多キハ免レ難キ状態」であったからである⁴⁶。

次いでこの2/3規定を勸銀法制定時に設けた当時と現在の状況を比較して現在ではこの必要性が「減殺」されていることを示す。

「本行法制定ノ当初・・制限ヲ設ケラレタル所以ハ當時我國ノ産業經濟ハ漸ク發展ノ緒ニ着キタル状態ニシテ尚将来ニ幾多ノ浮沈盛衰ヲ予想セラレ、斯ル状態ノ下ニ於テ長期金融機関ヲシテ健全ナル発達ヲ為サシメシガ為メニハ其ノ貸付債権ヲ専ラ担保ニ徴スベキ不動産ノ価値ニ依リテ確保セシムル必要アリ、而カモ担保不動産ノ長期間ニ亘ル妥当ナル価格ヲ査定スルコトノ相当困難ナル事情ヲ慮リタル結果トシテ貸付金額トノ間ニ適当ナル余裕ヲ置カシメントシタルニ依ルモノニシテ、当時ノ実情ヨリスレバ・・当然ナル措置・・・、然レドモ近年ニ於ケル我國經濟状態ノ異常ナル発達ハ大局的ニ見テ之ガ基礎的要素ヲ構成スル不動産ノ価格ヲ一応安定セシメ・・、当行又多年ノ工夫研鑽ニ依リテ之ガ鑑定技術ニ付充分ナル熟達ヲ遂ゲタル現在ニ於テハ、最早本条ノ如キ貸付上ノ制限ハ其ノ必要性ヲ著シク減殺スルニ至リタリ」⁴⁷

貸付額は3分の2以内と決められているが歴史的には正しいとしても、現代の鑑定技術は熟練しているのであって、そう間違いはない。それから当時は経済の浮き沈みが激しかったが今はそうではないと述べて制限撤廃の必要性を訴える。では、担保との関係はいかに考えられたか。「鑑定価格ノ全額迄ノ貸付ヲ為シ得ルコトトシ、之ガ實際ノ運用ニ付テハ担保ノ種類及貸付ノ年限等ニ依リテ鑑定価格ニ対スル貸付金額ノ割合ヲ定メ・・以テ当行ノ与信限度ノ拡大ヲ計ルト共ニ之ニ伸縮性ヲ具備セシメ」⁴⁸と、担保の種類と貸付年限によって割合を定める「伸縮性」をもたせて与信限度の拡大を意図していた。この項目の趣旨は時局産業というよりは「平時産業」への貸付促進に力点があった。

第3は、定期預り金の使用範囲の拡大（Aの三）と定期預り金の吸収のための定期預り金担保の「手形割引又ハ短期貸付」の開始である（Aの五）。

まず前者から検討する。従来勸銀の定期預り金の運用は有抵当定期貸付金に制限されたが、私案は抵当如何を問わず定期・割賦貸付へ運用を要望したものである。この点は強く要望されており、「預金資金運用上ノ制限ヲ撤廃スルコトハ絶対的ニ必要」⁴⁹と述べている。預り金が勸銀の「与信及授信業務ノ全般」にもつ意義を強調していたからである。

その意義について3点挙げている⁵⁰。①「営業ヲ目的トセザル会社及法人」への長期低利資金の供給の必要性。②勸業大券は資金の原価が高いので「公共的金融ノ資源トシテハ不適当」であり、小券は「事変債券ノ発行ニ依リ現在其ノ多クヲ期待」できない。「唯一ノ方法」は預り金である。③預り金は、従来「全ク消極的方針」を持続してきたが、貯蓄奨励運動に協力する建前より「幾分ニ積極的態度」を加味すれば「或程度ノ増加」は期待できる。1938年時点では、コストの低い定期預り金を年賦貸付に運用することがいられていたが、この建議では「有抵当タルト無抵当タルトヲ間ハズ定期・割賦ヲ通ジ」が付け加わっているのが特徴的である。元々は「平時産業」のためであったが「営利ヲ目的トセザル会社及法人」への融資拡大を強調することで実現を意図したのであろう。

次に後者の勸銀の定期預り金担保の手形割引又は短期貸付⁵¹（Aの五）の開始についてである。最近は銀行業者間の協定により満期日前の払戻はしない。それ故預金者にとっては預り金担保での融通は「極メテ緊要」である。他金融機関は担保貸付が出来るのに勸銀はできない。その理由は、勸銀の預り金業務の「直接動機」が産業組合への貸付業務を開始するにあたり、その余裕金を預り金として受入れるという「特殊ノ目的」があったからである。だが最近では預り金の吸収は「国策ニ順応シテ・・或程度ノ積極性」が必要である以上、定期預り金を担保に手形の割引又は短期の貸付ができるようにすべきである。この案には、定期預り金を単に有抵当の定期貸付のみならずより長期の割賦償還に運用して貸付の伸張をはかろうとす

る年来の意図を窺うことができる。

第4は、預り金及び余裕金の運用の拡張である。12月15日の建議事項はこれが中心となる⁵²（Bの一～四）。1つは、財団組成前の仕入資金の前貸である⁵³。1941年3月の改正で財団の「抵当権設定ノ登記又ハ登記完了前」であっても貸出ができ「軍需又ハ生産力拡充」に協力できるようになった。だがこの制度では「工場増設等ノ場合ニ於テ敷地ノ買入、工場ノ建設、機械ノ購入」のための仕入資金は「未ダ物件」が存在しないので融資できない。この前貸は、そのような仕入資金を預り金及余裕金で迅速に融資し「後日財団ガ組成」された時に「長期ノ貸付ニ振替」るのである（Bの一）。

2つは、建築前の建築資金の前貸である⁵⁴。現在は「建物未完成」またはこれから着手する場合、勸銀が建築資金を融資するときは借入人をして「一時他ヨリ資金ヲ調達シタル上建築」させて「建物竣工」後にこれを担保に勸銀の貸付に「振替」た。これでは「住宅問題ノ解決ニ対シ不動産金融機関タル当行ガ積極的協力ヲ為シ得ザル憾ミアリ」。建築中如何をとわず必要に応じて預り金及余裕金で迅速に融資し、建物完成時に長期の貸付に振り替るというものである（Bの二）。Bの一、二は、財団抵当貸付や宅地建物抵当貸付に至る「前貸」を大幅に拡張するもので、後にみるように事業会社による「預り金及余裕金」の需要増大をもたらすものであった。

3つは、既存の不動産抵当貸付者への無担保の短期貸付である⁵⁵。これは不動産抵当貸付において「既ニ当行ト取引アル者」に対し当該不動産の鑑定価格の3分の1の範囲での「預り金又ハ営業上ノ余裕金」による無担保の短期貸付である。既取引者の「信用状態」は熟知しているので無担保貸付は問題なく、単一金融機関で「長短両様ノ資金」を供給することは取引者にとって利便のみならず「信用統制上ノ効果」も大きい。「不動産金融機関トシテノ当行ノ性格ヲ失フコトナク而モ其ノ機能ノ發揮」である。

4つは、預り金又は余裕金を単に無担保で運用

するのではなくこれを不動産担保の貸付にも拡張することを意図している。すなわち預り金又は余裕金を不動産担保の「当座預金貸越及財団前貸、建物前貸」又は不動産担保の既取引者への「短期貸付ニ於ケル当座預金貸越」への途を拓くものである（Bの四）。この短期資金による不動産担保の運用の意義については「都市ニ於テモ農村ニアリテモ短期流動資金ノ需要著シク増加スルニ至リ、仮令不動産ヲ担保トスル場合ニ於テモ其ノ所要資金ノ出入ヲ自由ニ行ヒ得ル貸越式ノ当座取引ヲ要望スル向少カラザル状態ニアリ、然ルニ・・当座貸越ノ方法ニ依ルコトヲ得ザルヲ以テ、短期間ニ幾回トナク反復需要セラルル資金ノ供給ニ適合セザル憾アリ」⁵⁶と。

この項目は、預り金及び余裕金を不動産担保で短期運用する点で画期的であった。32条の預り金及び余裕金の運用の拡張は、すでに1938年の津支店長時代に倉井敏磨が提案していた「長期短期両建ノ完全ナル金融機能」を具備した「不動産乃至農業金融機関」を目指すものである。つまりこれらの一連の運用の拡張は倉井敏磨にとっては不動産銀行の枠内での要請であったといえる。こうした預り金及余裕金の運用を前面に出したのは、1941年3月の改正により預り金の吸収限度額が大幅に引き上げられた（払込資本額に積立金を加算）ことが背景にあると思われる。

第5は、「有抵当定期償還貸付ノ総高」制限の撤廃である（Bの六）⁵⁷。従来、有抵当定期貸付の総高制限は、資本金プラス積立金の2倍であった。これを撤廃する建議である。定期貸付は年賦貸付に対し「従属的貸付」として扱われてきたが、市街地貸付や財団貸付の開始により定期貸付は増加した。そして1917年には定期貸付金は債券発行の引当金に加えられ、「年賦貸付ノ従属的貸付タルノ地位ヲ改メ定期貸付トシテノ独自ノ意義」を有するようになった。最近、市街地、財団抵当の資金需要を背景に「逐年累増」を辿りつつあり「早晚其ノ限界ニ達スルハ明カナリ」。だが1941年10月末の余裕額は2億7

千万円あるが「今後命令融資等定期貸付ノ方法ニ依ル大口貸付ガ相当多キヲ予想」したからであった。

開戦後、この余裕額は減少したとはいえ制限が問題になることはなかった⁵⁸。1943年以降、定期貸付は急増したが無抵当貸付であったからである。

次に1941年12月29日、監理官へ提出した「改正案参考資料」⁵⁹によって従来の勧銀法が如何に勧銀の発展にとって制約になっていたかを実態に即して検討する。

第1は、定期貸付制限の撤廃の必要性である。これは事業金融が定期貸付と極めて適合したものであることの反映であった。以下は「勧銀ノ有抵当定期貸付ガ時局ト共ニ急増スル傾向ニアルコトニ関スル説明及其ノ資料」からの抜粋である。重要物資の急速な増産が要請される「重点的事業」に対する事業金融と定期貸付の適合性が指摘されている。

「原材料及資材ノ不足ノ為メ其ノ手当ニハ業者ハ特別ノ苦心ヲ払ヒ、設備ノ新設拡張或ハ生産ノ為メ遠キ将来ノ必要ニ対シテモ常ニ対応シ得ベキ準備ヲナシ置カザルベカラズ。而モ大部分ハ現金取引ナルヲ以テ予想外ノ運転資金ヲ必要トス。従ツテ業者ハ・・利用シ得ベキ資金ハ可及的ニ運転資金及一部ハ・・設備ノ新設拡張資金ニ充当・・。

斯ル傾向ハ当然資金ノ需要面ニモ現レ・・割賦ハ之ヲ好マズ寧ロ借入後五ヶ年間ハ每期利子ノミヲ支払ヒ満期ノ際元金ヲ一時ニ支払ヒ得ル定期借入ヲ希望スル・・。定期貸付ハ・・半年毎ニ利子ノミヲ支払ヒ満期ノ際元金ヲ完済セバ足ル・・、他ノ金融機関ノ手形貸付ノ最長期限90日ニシテ満期ノ都度書替ヲ要シ而モ債権者ノ都合ニヨリ何時引上ゲラルルヤ保証シ難キニ比シ業者ノ之ヲ擇ブハ当然ト言フベシ」⁶⁰

太平洋戦争が始まった頃、すでに重点的事業は「原材料及資材ノ不足」に直面しており「特別ノ苦心」をした。生産を継続するには「遠キ将来ノ必要」にも「準備」を要した。つまりなかなか「原材料及資材」が入手できないのでか

なり長期の買溜が必要であった。しかも「現金取引」のために予想外の運転資金が必要で、それが資金需要面にどのように反映するかが引用の後半部分である。

時局金融に適合的な貸付方法は、不動産銀行の本命である割賦貸付でなく、勸銀法で（払込資本+積立金）の2倍以内に制限されてきた定期貸付であった⁶¹。今や勸銀が事業金融へ進出する上でこの制限は障害であった。こうして勸銀法の改正が提起された。

ところで留意すべきは、普通銀行等の手形貸付と勸銀の定期貸付を比較していることである。普通銀行は最長期限90日の手形貸付をし、それを書き替えてゆけば長期になるが、借手にとってはいつ引上げられるかわからないという不安がある。この手形借入よりも定期償還借入の方が都合よく、借入者は定期貸付を選ぶというのである。定期貸付は手形貸付よりも当時の時局産業にとっては適合的であった。時局産業に対する運転資金を有抵当の定期貸付で行うことを強調しており、不動産銀行の枠内で考えていたものと考えられる。

第2は、預り金の運用の拡張である。監理官に提出した「預り金ノ運用ニ関スル制限ヲ撤廃スルヲ妥当トスル理由」を検討する⁶²。まず勸銀の預り金は、興銀や拓銀と違ってその「使用範囲」が32条により「極メテ小範囲」に制限されており、「受信上短期資金ト雖之ヲ出来得ル限り長期資金トシテ運用スル必要トスルハ世上既ニ論ナキ」なのにも出来ず、「戦時産業金融ノ必要ニ副ヒ得ザル」状況にある。現在認められているのは、定期預り金の有抵当定期貸付、其他の預り金の「有価証券ノ所有、他店預ケ金、当座貸越、手形ノ割引、短期貸付等ノ短期流動的性質ヲ有スル方面」のみの運用である。勸銀は「時局ノ要請ニ応ジ長期低利ノ産業資金ノ供給ヲ為サントスル熱意」があるのに果たせない。「最近ノ実情ニ於テハ勸業債券ノ発行ハ極メテ小額ニシテ毎期一億数千万円ニ上ル新規貸付金ハ結局其ノ大部分ヲ貸付償還金ノ折返運用及預金資金

ノ本業部充当分増加ニ依リ賄ヒ居レル状態」だからである⁶³。勸銀の要求は、1つは定期預り金を抵当の有無をとわず広く割賦及び定期の両貸付ができるようにすること、2つは、定期預り金以外の預り金の制限からの脱却である。

この後者の点について、即ち無担保の短期貸付の拡張が不動産金融の円滑化にもつ意義についてである。勸銀は事業会社に対して長期の産業資金の供給はできても無担保の短期貸付をすることが出来ないための問題点を以下のように述べている。

「緊要ナル事業ニ資金ヲ供給・・スル場合・・貸付金額ハ其ノ担保ノ価格ノ範囲内ニ局限・・、仮令事業ノ種類、性質、規模又ハ経営者ノ資力十分ナル者ニ対シテモ所要資金ノ潤沢ナル供給ヲ行ヒ得ザル場合多シ。

例ヘバ工場其ノ他産業設備ノ建設前ニ建設資金ノ需要アル場合ニ於テ之ニ対シ無担保貸付ヲ為シ得ザル・・、或ハ不動産担保ノ貸付ヲ為シタル後ニ於ル経営資金ノ需要ニ対シ・・無担保貸付ヲ為シ得ザル・・又ハ建物築造前ニ建築資金ノ無担保貸付ヲ為シ得ザル・・。

スル場合・・借主ハ同行以外ノ他ノ金融機関ヨリ事前又ハ事後ノ金融ヲ受クルノ外途ナキ為メ、同一ノ目的、事業ニ関連スル資金ガ種々雑多ノ態様ノ下ニ供給セラルルコトナリ、資金ノ疎通ガ円滑ヲ欠クニ至ルノミナラズ、資金供給上不動産金融ガ孤立遊離シ真ニ其ノ機能ヲ發揮シ得ザルニ至ル」⁶⁴

勸銀が無担保の貸付を行わない場合の問題点が指摘されている。不動産金融は「孤立遊離」し、不動産金融の機能を発揮することが出来ない。事業金融機関としての勸銀は「其ノ能力ナシ」と言っても過言ではない。だから「不動産金融ノ外包ヲ成スベキモノ又ハ之ニ付随スベキ信用取引」をやらせるべきである。こうした「長短両種ノ資金」を一元的に供給することは、事業の監督を成し遂げ「信用統制上ノ効果」は大きい。この事業法人に対する預り金による短期貸付は、1942年2月の改正で実現し、勸銀が興銀的な事業金融機関になる起点となる。

以上、本項では、1941年11月～12月において監理官に提出した倉井敏磨の「私案」を検討した。倉井敏磨が、1938年頃には考えていた長短両様の不動産銀行論を全面的に展開していることをみた。

(3) 勸銀法の抜本的改正(1942年2月)と意義

1941年12月迄の建議は、1942年1月中旬に「日本勸業銀行、農工銀行及北海道拓殖銀行法中改正要綱」として「閣議決定」された⁶⁵。同要綱には「日本勸業銀行、農工銀行及北海道拓殖銀行が時局ニ緊要ナル融資ヲ為シ得ル様各銀行法ヲ左ノ通改正スルコト」と、改正目的が明記されていた。この閣議決定は、「軍需及生産力拡充産業」への事業金融が主として「財団抵当定期貸付」によって行われていることが考慮されて、その拡張を妨げるあらゆる制限を取り払うことを意図した。定期貸付の制限(払込資本金及積立金の2倍以内)の撤廃はもちろんのこと、鑑定価格に対する貸付金額制限(2/3)の撤廃、工場建設中の無担保の建築資金貸付の開始、さらに付随業務としての「預金資金ノ本業部資金ヘノ流用ニ関スル制限」⁶⁶の撤廃であった。

この閣議決定は、勸銀にとって満足のいくものであったらしく同年1月16日の調査課長から各店長に宛てた秘密の通牒では「大体ニ於テ当年年来ノ要望事項ガ此際実現ヲ見ルニ至ルモノト被存御同慶ノ至リニ存候」⁶⁷と述べている。

ところで、勸銀法の改正は時局金融への進出を更に押し進めるものであったが、勸銀本来の農村金融や市街地金融を否定するものではなかった。支店長会議の席上、山際銀行局長は次のように挨拶した。

「諒解ヲ願ッテ置キタイ・・コトハ、・・将来依然不動産金融ノ中心機関トシテ働イテ頂クト云フ事ハ当然ノ前提テアリマス。農村方面テモ時局下食料増産ノ為、為ス可キ事ハ甚タ多イ・・。又市街地金融ノ方面テモ住宅問題カ各方面テ問題視サレツツアル折柄・・オ願ヒシ度イ。更ニ又、国土計画的ナ見地カラ全国ニ亘リ産業ナリ、施設ナリノ地域的分布ヲ再検討スルコトモ

今後必要・・。之ハ不動産金融等ニモ関連カアリマスノテ之亦新シイ問題トシテ充分ノ力ヲ尽サレルコトカ肝要」⁶⁸

注目されるのは、勸銀が他の金融機関と同様に事業金融機関として「事業金融」に尽力するよう強調する一方、他方では、「不動産金融ノ中心機関」として働くことは「前提」であると述べていることである。すなわち、勸銀法の改正の趣旨は、全国に支店網・支店員を有する勸銀を「事業金融」に従事させるためであるといながらも、農村での「食糧増産」、市街地での「住宅問題」、全国の産業の「地域的分布」の再編成のために「不動産金融」での尽力を呼びかける。「事業金融」への進出はあくまでも「不動産金融ノ中心機関」として機能することが前提なのである。

もう1つ、注目すべきは、全国の産業の地域的再編成(国土計画)を念頭において勸銀が位置づけられていることだが、明確に不動産金融と区別される事業金融の一環ではなく(引用の「不動産金融等ニモ関連」)、不動産金融機関としての勸銀が働くことが述べられていることである。端的にいえば不動産金融と事業金融との境界線上での活動を勸銀に期待している。この山際銀行局長の考えは1945年初頭の迫水銀行局長に受け継がれているように思われる。この点は後に触れたい。

表5は、勸銀法の改正点と運用方針を一覧表にしたものである。鑑定価格の貸付額に対する割合制限はなくなり、鑑定価格まで貸付が出来るようになった(表のNo.1)⁶⁹。但し運用方針ではマージンをおくことが原則とされ非常に慎重である。これは行内に「賛否両論」があったこと、「危険負担」が考慮されたからであった。また、従来預り金は、有価証券とか他店預け金とか産業組合等への貸付、商品担保貸付に制限されたが、事業会社に対する設備資金・運転資金・住宅建築資金を供給する無担保の短期金融の途が開かれた(No.3)。これは「当行ノ機能ニ対シテ

ハ可成注目スベキ改善」⁷⁰であり、勧銀の預金銀行化を押し進める契機となる。だが運用方針は「漸進的ニ之ヲ適用」であった。

それから事業金融の方式である定期貸付の総額は払込資本・積立金の2倍以下であったが、ここで定期貸付の制限が取り払われた（No.4）。しかし運用方針は非常に控え目で「当行ノ本来ノ使命ハ依然トシテ不動産ヲ担保トスル長期資金ノ供給ニアル以上其ノ貸付金構成ニハ常ニ相当程度ノ割賦貸付ヲ有シ、又之ヲ賄フ資金トシテモ矢張り相当金額ノ債券資金ヲ使用スル」、また「貸付資源トシテハ資金ノ原価が安イ様ナコトノ為ニ余リ預金資金ニ頼リ過ギタリスル」ことがないように方針を決定したという⁷¹。

定期貸付の増大と預り金資金への依存が制度的に可能になったとはいえ、勧銀としては「使命」にこだわり極めて慎重である。それから定期預り金も之までは有抵当定期貸付だけだったけれどもそれが削除されたので長期の年賦償還貸付ができるようになった（No.5）。

ところで余裕金及預り金の運用を規定する32条の改正についてやや掘り下げる（No.3）。事業会社への短期金融の途を開き勧銀の事業金融機関化を著しく押し進める契機となったからである。32条6号の条文は「前各号ノ外大蔵大臣ノ

認可ヲ受ケ手形ノ割引、当座預金貸越又ハ短期貸付ヲ為スコト」⁷²となっているだけである。つまり、大蔵大臣の認可さえあれば勧銀の余裕金及預り金はどのようにでも運用できるのである。まずこの無担保の短期金融を行うことにした目的は「厳格ナル不動産金融ノ形式ニ立脚スルトキハ担保物件ノ価値如何ニ制約・・金融本来ノ目的ヲ達成シ得ザル場合少カラザル状態」にあるので不動産金融機関を動員して生産力拡充に力を発揮させるには「個々ノ取引ニ於テモ其ノ外包トシテ或ル程度ノ信用取引」を行わせる必要があるからである。

では「運用ノ範囲」はどのようになされたのであろうか。列挙すると、

第1の用途—事業会社等（個人企業を含む）の工場其他の設備の建設資金

条件—①工場設備、労務者住宅其他生産の増強に必要な設備建設資金、②既取引先の事業会社又は業界に於ける地位からして資産信用確実で回収上の懸念がない、③設備の建設に監督官庁其の他の認可及了解済で竣工確実、④償還財源の確実なもの（社債・借入金・増資・払込金の徴収）

第2の用途—事業会社の既取引先で、担保となっている生産設備の運営上、必要な運転資金

条件—①勧銀の抵当になっている「生産設備ニ供給

表5 勧銀法の改正点と運用方針一覧表（1942年3月）

No.	改正点	関係条文	運用方針
1	貸付金額を担保不動産の鑑定価格の3分の2以内から鑑定価格全額までに変更	第18条第1項の改正	鑑定価格と貸付金額との間にある程度の「マージン」を置くことが原則
2	2番抵当の貸付が可能	第16条の削除	原則として従来通り第1順位の抵当権を取得
3	事業会社に対する設備資金・運転資金・住宅建築資金を無担保の短期金融(手形割引・当座貸越・短期貸付) また定期預金証書担保の貸付	第32条第1項に第6号が追加	大蔵省の意向：差当り先ず事業金融方面と其の他当行の業務上最も必要と認めらるる種類に漸進的に適用
4	有抵当定期貸付の総額は「払込資本及積立金の合計額の2倍以下」という制限が撤廃	第14条第3項の削除	本来の使命は・・長期資金の供給にある以上常に相当程度の割賦貸付を有し、又賄ふ資金は相当の債券資金を使用、貸付金が定期貸付に片寄ったり、又貸付資源としては資金の原価が安いために預金資金に頼り過ぎない方針
5	定期預り金は有抵当定期貸付のみに使用できるという規定が削除	第32条第2項の削除	
6	無担保貸付は「列挙」主義であったが「包括」的に大臣認可に変更	第15条第3項	公共団体に近いものは多少疑義があっても公共団体と解釈して貸付を為す以外には法律の改正に依りまして之を追加しなければ不可能だった。
7	代理業務の拡張	第32条の2及び3の改正	府市の公金の取扱及日銀の為に当行債券の代理保管以外の代理業務は出来なかったが、認可を得て広く法人の為に金銭の出納又は有価証券の受払保管等の代理業務が可能となる

資料：「銀行法ノ改正ト其運用方針ニ就テ」（調査課長指示事項）1942年3月10日より作成。
『第二十八回支店長会議経過記録』1942年3月。

スベキ原材料ノ導入)、②実績及見越し良好で、「鑑定価格ニ貸増ノ余裕」がなく他に提供する担保がないもの、③運転資金を他銀行から受けられない。

第3の用途—住宅（貸住宅を含む）の建築資金

条件—①「真ニ現在ノ住宅難ノ緩和ニ貢献」（自用・貸住宅共）、②資産信用確実で回収上の懸念ないもの、③監督官庁其の認可済で竣工確実なもの、④住宅竣工後は、これを抵当に勸銀の割賦又は定期貸付の借入をして「本貸付金ノ振替償還」をなすもの、⑤債務者が勸銀に提供できる不動産を有しない。

第4の用途—勸銀の「定期預金証書ヲ担保」とする貸付資料：「当行法改正ニ伴フ運用方針決定要項」『第二十八回支店長会議配布資料』1942年3月。

このように短期金融は拡大されたが、その「運用ノ範囲」は4つの用途に限定されている。すなわち、事業会社への設備資金は勸銀の既取引先か優良企業であること、運転資金は既取引先の担保の運営上必要であること、勸銀の長期貸付までの繋ぎとしての住宅の建築資金、勸銀の「定期預金証書ヲ担保」とする貸付であることである。換言すれば短期金融の範囲を拡大したといっても勸銀の他の取引、就中長期取引を前提若くは予定する顧客であった。

では何故、「普ク事業資金若クハ建築資金ノ供給ヲ無担保ニテ行フコトハ一応留保スルヲ適当ト認メタリ」⁷³と、「大口金融」でしかも「直接生産部面ニ結合スル事業金融」と「住宅金融ノ部門」⁷⁴に限定したのか。その「理由」を次のように述べている。

「運用ノ範囲ニ付テハ（一）農山漁村方面・・・ハ既ニ各種組合及五人以上連帯貸付等ノ活用ニ依リ・・・生産資金ノ供給可能・・・、（二）市街地方面・・・ハ・・・住宅ノ建築ニ要スル資金ノ供給以外ニ当行ノ信用取引ノ対象トスルニ適スルモノナシ・・・、（三）現在当行ノ貸付総口数ハ五十数万口ニ達シ・・・小口貸付・・・状態ナルガ、更ニ其ノ大部分ハ・・・農山漁村及市街地方面ニ於ケル金融ニシテスル小口性金融ニ付随スル金融ヲ無担保ニテ行フ場合之ガ管理ニハ非常ナル困難ヲ伴フ」⁷⁵

限定した理由は、農山村漁村方面には「信用ニ依ル生産資金」の融資ができる制度が整っていること、市街地方面は住宅建築資金以外に信用取引先は存在しないこと、既存取引先でもある「小口性金融」を無担保で行うことは、「管理」に困難を伴うからであった。ここで注目されるのは、法律改正による短期金融の対象は、「農山漁村及市街地方面」の「小口性金融」も含まれているが、小口金融は「管理」が困難なために大口化せざるを得ないことを認めていることである。無担保の短期金融は大口化せざるを得ないのである。戦時下の短期金融の展開は、勸銀の中小企業金融機関としての性格を大きく転換してゆく契機となった。

次に、1942年度の勸銀の貸出方針を検討しよう。副総裁は1942年3月の支店長会議で銀行局長の話を踏まえて、事業金融は重点だが不動産金融が土台であること、そして更に今回の改正がこの土台である「平時産業」にもつ意義について触れている。

「今後ハ主トシテ事業金融ニカヲ注グト申シマシテモ、不動産金融ガ当行ノ主要事業タルコトニハ変リハナイ・・・。従テ農村ニ於ケル各種増産資金、高利債整理資金、都市ニ於ケル住宅資金、中小商工業者ノ整備資金等一般不動産貸付ニハ従来同様充分力ヲ致スベキハ勿論デアッテ、殊ニ貸付割合三分ノ二ノ制限緩和ニ因リ自作農創設ノ為ノ耕地購入資金ノ貸出や、建築前ノ前貸ニ依ル住宅建築資金ノ貸出等ニハ相当ノ実効ヲ挙ゲルコトガ期待」⁷⁶

このように今回の改正は事業金融の方面に向けての改正であったが、農村や都市における不動産金融にとっても有効な意味をもつものであったのである。大都市支店の不動産金融にとって住宅建築資金が大きな位置を占めていたことを考慮すれば⁷⁷、この点は軽視できないであろう。

以上、本節では、事業金融の拡大の障害になっている勸銀法を改正したが、運営方針は限定的であったことを検討した。

3. 金融統制の確立と不動産銀行からの離脱

(1) 事業金融基盤の確立と財団金融の地方展開

1942年の秋、金融・勸農統制会の体制がほぼできあがった頃⁷⁸、財団貸付部長は、従来は「整理統合」が「過渡期」であったので見透が付き難く借入申込には「頗ル慎重且細心ナル注意」を払ったが、情勢が大きく変化したと述べた。「統制会又ハ特殊会社等ノ制度ガ確立シ・・・、残存ノ事業会社ハ重点的ノ事業トシテ公認セラレ原料ノ確保、製品ノ販売等総テ当局ノ保護ト統制ニ依リマシテ概ネ不安ナキ見込モ付キ・中略・・国家的重点事業ニ対シテハ是迄ノ考方カラ幾分改メテ充分融資ノ方途ヲ考慮」すべきと、発言した。そして勸銀の事業金融に対する留意点を次のように述べた。

「国土計画ノ関係上今後大都市ニ於ケル工場ノ新設、拡張ハ非常ニ制限・・・、地方的ニ工場ガ延長拡大サルベキコトハ自然ノ趨勢・・・当局ニ於テモ、支店網ト幾多ノ経験ヲ有スル当行ヲ以テ可及的ニ地方小規模ノ金融的疎通ヲ計リ度イ意向デアリマスノデ、当行トシテハ強テ地方産業ダカラ小規模企業ダカラト云フ先入主ニ捉ハレルコトナク、・・・積極的ニ之ヲ支援スル」⁷⁹

すなわち、財団貸付部長が強調したことは、これからは国土計画の関係⁸⁰から大都市の工場の新設・拡張は制限され地方の工場が「延長拡大」されるので、勸銀は地方産業・小規模企業に対して「積極的ニ之ヲ支援」せよというものであった。1942年10月の閣議は、市街地内に建物の新築を認めない防空空地、外周部に環状空地帯を指定する決定を行った。そして翌年3月、東京・大阪での指定が始まった。勸銀の事業金融の貸出先は、軍需産業に重点をおくとは限らず「平和産業」で地方的な小規模企業をも含むものであった。勸銀法の改正過程で議論された興銀との分担との関連、政府が答弁した方向もそうであり、これは店舗の少ない興銀にはできないことであった。

さて、表6は、毎期の財団金融の起債高を金融機関別にみたものである。勸銀の財団金融は

興銀には及ばないが1940年下期から着実に増加傾向にある。勸銀の財団金融の起債総額に占める割合は、1937年上期～1940年上期の9%から1940年下期～1943年下期の20%へと急増している。この間、興銀はそれぞれ52%から37%へと低下した。興銀や信託は、財団貸付を離れて無担保貸付に力を注いだのであろう⁸¹。勸銀の財団貸付の1口当りの金額は、1937年上期～1940年上期では興銀の3分の1、1940年下期～1943年下期でも2分の1である。

表7は、1942年12月末の財団貸付部所管の貸付金残高2億3,354万円(678口)を貸付種類別・抵当種類別にみたものである。本支店別では本店1億954万円、支店1億2,400万円やや支店が多い。

支店は小口を中心に融資している(定期貸付の1口当り金額は本店76万円、支店39万円、割賦は本店35万円、支店15万円)。貸付種類別では定期貸付が68%(1億5,934万円)で中心的位置を占めているが、割賦貸付も30%(7,027万円)を占めており本支店共無視できない。また抵当種類別では、財団貸付が85%(1億9,876万円)を占め、当然のことながら事業向け貸付のほとんどは財団貸付である。

財団貸付部の貸付で留意すべきは、支店の定期貸付8,313万円の内大阪支店が4,318万円(82口)で支店の52%を占めており、他の多くの支店では必ずしも定期貸付が中心ではなく割賦貸付も広範になされていることである。金沢、松本、浜松、名古屋、京都、福岡の店舗はその多くが定期貸付だが、その他の店舗では残高は少ないが財団抵当の割賦貸付が中心である。財団貸付とはいえ小口の割賦貸付があることは注目される。

ところで、1942年2月の勸銀法の改正は、勸銀の事業金融への進出を押し進めたが、その内容はいかなるものであったか。事業金融が最も多い大阪支店の状況を見る。

大阪担当の安東理事は、支店長会議の席上(1942年10月)、勸銀法の改正は財団貸付に「非

常ニ役立ち」「前期カラ今期ニ亘ッテ成績ハ好」
 く「大阪支店ノ貸付ガ進捗」したと評価しながらも、
 それでは勸銀へ「申込ヲスル者ガ殖エタカドウカラ考ヘテ見ルト」と前置きして、「感想」
 を3点述べた⁸²。1つは「新ラシイ申込人、資金
 需要者ノ来ルノガ以外ニ少ナイ」、2つは「設備
 資金ヲ需要スル者ガ少ナイ」、3つは「従来ノ取
 引者カラハ貸増ノ申込ガ多イ」であった。1つ目
 の新しい資金需要者が少ない理由は、①「事業
 ノ分野ガ定ッタ」ので「新ラシイ事業」に手
 を出す人が少ない（つまり生産力拡充の資金需要
 がない）、②「普通銀行方面ガ極メテ安定セル状
 態ニアリ従ッテ回収ヲ急ガズ又資金ヲ放出」す
 るので旧債借替の資金需要が少ないからである。

2つ目の設備資金需要が少ない理由は、①「資
 材其ノ他ノ関係上、ナルベク既存設備ノ活用」
 をしていること、②国家の要請があっても『『コ
 スト』ノ関係上、会社ノ従来ノ実績ナリ等ヨリ
 シテ新設ガ思フ様ニ」いかず、「現在ノ担保余力」
 ではなかなか借入ができない。この場合戦時金
 融金庫に行く場合が多い。③優良企業は株価が
 昂騰しているので設備の拡張は「増資」で賄う
 からである。3つ目の既取引者からの貸増申込が
 多い理由については、次のように証言する。

「段々設備ヲ拡張シテ行ク者ハ原料ノ仕入、代金回収
 迄ノ期間ノ長イタメ運転資金ガ余計ニ要ルノデ、コレ
 ニハ勸銀ノ安定シタ資金ガヨイ。最近私共ノヤッテ
 ルノハ此ノ方面ノモノデアル」⁸³

このように勸銀大阪支店における財団担保の
 定期貸付の用途は、原料の仕入資金などの運転
 資金なのである。結局、勸銀の事業金融は、生
 産力拡充には余り役に立っていない運転資金で
 あった。

ではこの運転資金の償還状況はどうであつた
 か。大阪支店の長期貸付残高の内、財団抵当貸
 付は、1941年12月末2,927万円、1942年12月
 末4,590万円と急速に増大した。「時局産業方面
 ニ対スル貸付逐年著増ノ傾向ニアリ、貸付現在
 高1億2,474万円ハ当店ニ於ケル最高記録ナリ」
 (金額表記変更・筆者)と評価するほどであった。
 だが他方で「財団貸付ニ於テ当初ノ約定通り分
 割償還セルモノ少ク、払込期延長ノ申込多ク」
 と記されている⁸⁴。安東理事のいう「貸増」は、
 こうした「払込期延長」を指していると考えら
 れる。

さて、資料的制約は免れないが少し時代を前
 へ進めよう。表8は、財団貸付部が所管する事

表6 金融機関別財団抵当起債高の推移

(単位 千円)

年	期末	本行	興業銀行	其他特殊銀行	普通銀行	信託会社	保険会社	商會会社	其他	計
1937	上期	4,474	24,449	1,467	15,142	22,275	2,451	7,077	1,944	79,281
	下期	7,757	47,389	1,145	10,025	13,798	7,228	1,027	1,960	90,332
1938	上期	2,273	87,081	3,120	9,329	4,430	1,405	4,249	20,809	132,696
	下期	7,574	38,481	363	5,503	11,560	5,220	470	5,351	74,523
1939	上期	9,088	59,639	120	2,532	17,928	2,077	100	1,012	92,497
	下期	25,528	60,195	470	23,120	13,905	14,920	1,500	1,457	141,095
1940	上期	7,465	39,591	447	11,177	9,840	365	850	10,652	80,387
小計		64,159	356,825	7,132	76,828	93,736	33,666	15,273	43,185	690,811
下期		40,696	49,979	6,304	2,335	45,972	7,445	100	3,314	156,147
1941	上期	23,877	51,653	11,986	19,440	8,702	1,840	0	1,833	119,333
	下期	25,499	47,436	18,901	42,449	73,824	18,760	50	6,444	233,364
1942	上期	28,893	60,133	613	41,213	32,182	6,260		36,680	205,974
	下期	32,212	112,889	442	25,622	20,722	700		4,798	197,387
1943	上期	35,070	45,575	1,896	8,466	14,810	7,183		7,507	120,507
	下期	41,170	51,738	5,960	3,788	10,200	0		1,211	114,067
小計		227,417	419,403	46,102	143,313	206,412	42,188	150	61,787	1,146,779
合計		291,576	776,228	53,234	220,141	300,148	75,854	15,423	104,972	1,837,590

資料：勸銀『業務参考資料』13号(1939年5月)、23号(1939年10月)、42号(1940年5月)、57号(1940年12月)、64号(1941年7月)、勸銀『調査資料別冊』6号(1942年7月)、10号(1943年2月)、13号(1943年7月)、『最近ニ於ケル財団抵当金融状況(調査資料別冊六号十四号につづく)』刊行年不明、より作成。

註：各期調査の数字と以後の統計では数字が異なっているものもあるが、原則として各期調査の数字を掲載した。

表7 財団貸付部所管貸出金業種別残高（1942年12月末）

（単位 口 千円）

	店名	貸付金現在高		貸付種別				抵当種別					
				内割賦		内定期		内財団		内工三		内労務者住宅建築	
		口	金額	口	金額	口	金額	口	金額	口	金額	口	金額
1	青森	13	973	13	973			5	764	7	93	1	115
2	仙台	9	216	2	36	6	79	8	116				
3	秋田	2	174	2	174			2	174				
4	鶴岡	1	38			1	38	1	38				
6	栃木	1	45			1	45	1	45				
7	前橋	12	1,117	10	840	2	277	10	998	2	119		
8	浦和	7	979	4	539	3	440	3	440			4	539
9	千葉	8	3,488	6	1,738	2	1,750	7	3,438				
10	東京	18	545	15	424	3	121	5	194	7	216		
11	立川	1	59	1	59					1	59		
13	新潟	11	758	11	758			8	560			3	198
14	富山	18	1,644	2	324	16	1,320	18	1,644				
15	金沢	22	7,164	8	1,522	14	5,642	7	4,305	5	178	4	603
17	甲府	1	300										
18	長野	3	85	1	12	2	73	3	85				
19	松本	11	7,194	2	44	9	7,150	9	7,150			2	44
20	静岡	8	417	8	417			6	162	1	15	1	240
21	浜松	2	1,821	1	721	1	1,100	2	1,821				
23	名古屋	40	10,370	17	4,747	23	5,623	33	9,468			7	901
24	津	1	380	1	380			1	380				
25	四日市	3	607	1	262	2	345	3	607				
27	大津	3	175			3	175	2	150	1	25		
28	八日市	2	26	2	26					2	26		
29	綾部	3	177	3	177							3	177
30	大阪	128	49,813	45	6,484	82	43,179	91	45,258	3	452	19	2,435
31	京都	15	6,461	8	2,431	7	4,030	11	5,146	1	57	3	1,257
32	神戸	24	13,305	19	6,820	4	6,460	4	4,716	4	2,261	15	6,302
33	加古川	3	60	3	60					3	60		
34	尼崎	4	433	2	243	2	190	2	190	1	172	1	71
35	姫路	2	57	1	28	1	29			2	57		
36	奈良	2	60			2	60	2	60				
37	和歌山	1	88	1	88			1	88				
39	松江	2	130										
40	広島	2	192	1	72	1	120	2	192				
41	福山	2	117	2	117			2	117				
42	山口	10	1,206	5	566	4	590	5	680			5	526
43	下関	13	2,708	10	1,258	3	1,450	11	2,504			1	23
45	高松	3	771	3	771			3	771				
46	松山	4	121	4	121			4	121				
47	西條	1	70			1	70	1	70				
48	今治	8	291	7	285	1	6	6	229	2	61		
49	大洲	2	2	2	2					1	2		
50	高知	3	650			3	650	2	500	1	150		
52	福岡	7	1,481	1	26	6	1,455	6	1,455			1	26
53	小倉	9	652	9	652			3	49	3	172	3	430
54	久留米	10	3,998	6	1,658	3	340			2	76	1	287
55	佐賀	6	464	5	364	1	100	3	385	2	36		
56	熊本	6	808	6	808			6	808				
57	大分	2	202	2	202			2	202				
58	宮崎	4	400	1	175	3	225	3	225			1	175
59	鹿児島	2	109	2	109			2	109				
60	那覇	3	446	3	446			3	446				
62	台南	2	26	2	26								
63	台北	2	107	2	107			1	39	1	67		
65	支店計	482	124,002	262	38,114	212	83,133	310	96,915	52	4,363	75	14,355
66	本店	196	109,535	93	32,159	100	76,210	153	101,844	5	167	26	2,060
67	合計	678	233,538	355	70,273	312	159,344	463	198,759	57	4,530	101	16,416

資料：「本支店総括財団貸付部所管貸付明細表」（財団貸付部配布資料）『第三十回支店長会議資料』1943年5月。

註1：本店の貸付残高の主な地方的内訳は、東京府5,567万円（95口）、愛知が約1,000万円、三重約700万円、神奈川602万円、千葉540万円、そして福島・茨城・岡山358万円、合計8,767万円である。『営業報告書』1942年下期。

2：貸付種別の内、他の貸付は手形割引380万円、短期貸付13万円である。また抵当種類別の他の抵当物は宅建996万円、無担保387万円である。

業金融の1942年12月末と1944年9月末の比較である。貸出残高は2億3,354万円から5億9,728万円へと急激に増加した。注目される点は、第1に財団貸付の中心が本店から支店へと変化したことである。1942年末の財団貸付1億9,876万円は、本店1億184万円、支店9,692万円ではほぼ等しかったが、1944年9月末には本店は9,405万円へ漸減するのに対して支店は2億778万円へ倍増した。超重点主義の下で勧銀の事業金融は大きく地方に進出したことを窺うことができる。

第2は、無担保貸付が支店を中心に増加したことである。貸出残高合計に占める財団の割合は1942年末85%だが1944年9月末には51%に下降し、かわって無担保が2%から36%（2億1,680万円）へと上昇した。このように支店を中心に財団金融と無担保貸付が勧銀の金融を支え

ていた。後者は長期の無担保貸付もあったが短期金融が中心であったと推定される。

第3は、事業金融の用途が「軍需金融」ではないということである。表9は、1944年3月末と1944年9月末の事業金融の用途別残高を示したものである。両時期とも事業金融の40%前後が「軍需金融」であるが60%前後は「其他」となっている。「軍需金融」の1口当り金額は130万円前後であるのに対して「其他」のそれは30万円前後である。1944年9月末の「軍需金融」と「其他」の支店が占める割合は、それぞれ74%、76%である。「軍需金融」「其他」共に支店分が4分の3を占める。敗戦の色が濃くなるこの時期には事業金融は「軍需金融」以外の「其他」向けを中心に本店ではなく支店が主要な貸出窓口になっていた。勧銀の支店網は大蔵省当局の期待する方向で機能していたものと思われる。

表8 事業金融抵当別残高の変化（1942年末～1944年9月末）

（単位 口 千円）

本支店別		1942年12月末						
		本店		支店		合計		
		口数	金額	口数	金額	口数	金額	
財団		153	101,844	310	96,915	463	198,759	85
工三		5	167	52	4,363	57	4,530	2
宅建		9	4,298	38	5,662	47	9,961	4
労務者住宅建築		26	2,060	75	14,355	101	16,416	7
無担保		3	1,165	7	2,705	10	3,870	2
計		196	109,535	482	124,002	678	233,538	100
本支店別		1944年9月末						
		口数	金額	口数	金額	口数	金額	
各種財団		162	94,045	599	207,784	761	301,829	51
法3条		9	931	214	13,526	223	14,458	2
宅建		35	8,560	175	51,257	210	59,818	10
田畑				1	46	1	46	0
其他				13	4,322	13	4,322	1
無担保		43	46,184	223	170,618	266	216,802	36
計		249	149,722	1,225	447,554	1,474	597,277	100

資料：「本支店総括財団貸付部所管貸付明細表」、「第三十回支店長会議資料」1943年5月。
「事業金融部長指示事項（要旨）」1945年3月、「諸会議に関する件」1943年4月～1946年12月。
註1：合計の金額欄の右側数字は各時期の貸出残高の合計を100とする時の割合を示す。
2：上記の表には、「特殊貸付」⁸⁵は含まれない。

表9 軍需金融及他の区別による貸付残高比較表

（単位 口 千円）

本支店別		本店分			支店分			計			
		口数	金額	1口当金額	口数	金額	1口当金額	口数	金額	1口当金額	
1944年 3月末	軍需金融	51	58,630	1,150	64	87,639	1,369	115	146,270	37	1,272
	其他							801	247,980	63	310
	計							916	394,250	100	430
1944年 9月末	軍需金融	58	66,321	1,143	131	186,308	1,422	189	252,630	42	1,337
	其他	191	83,401	437	1,094	260,246	238	1,285	344,647	58	268
	計	249	149,722	601	1,225	447,554	365	1,474	597,277	100	405

資料：「事業金融部長指示事項（要旨）」1945年3月「諸会議に関する件」1943年4月～1946年12月。
註：計の金額欄の右側数字は、計を100とする時の構成割合を示す。

る。

以上、1942年秋には事業金融基盤が確立し勸業銀行の事業金融は軍需産業に限らず地方産業・小規模事業であること、勸業銀行の財団金融は、定期貸付と割賦貸付に分化しており前者は大阪支店に特に集中、多くの支店が割賦貸付であること、大阪支店の事業金融は生産力の拡充には余り役立たず仕入資金などの運転資金がほとんどで「貸増」となっており、1943年以降は支店が事業金融で重要な役割を果たしたことを検討した。

(2) 軍需融資特別措置法と無担保長期金融の開始—事業金融機関への転換

戦争末期の空襲の最中、第1回中心店長会議(1945年3月22～24日)が開催された。会議の目的は、「非常事態」に対処する「業務上喫緊の措置」の話し合いであり、出席者は7名の中心店長(仙台・新潟・名古屋・大阪・広島・松山・福岡)であった。

まず、当局の勸業銀行への期待を検討する。迫水銀行保険局長は、軍需金融の指定制の確立に伴い勸業銀行へ訓示した。「店舗の完備せる配置の点から云って勸業銀行は全国の如何なる金融機関にも増して立派な機能を発揮し得る」ので「一段の御奉公あって然るべき」である⁸⁶。「先般私は西野総裁に一つの新しい分野を大蔵省として勸業銀行に与へることは何であらうかといふ様なことを御相談」して、本日「依命通牒」を提出したと述べそれを読み上げた。

その要点は軍需融資指定金融機関制度(1943年12月施行の軍需会社法に基く)の法制化(軍需金融等特別措置法:1945年2月公布)に伴い「軍需会社其他ノ大企業ニ対スル金融ヲ円滑適正ナラシムベキ制度ハ整備」された。しかし「主要指定軍需金融機関ニ在リテハ担当事業者ニ対スル融資極メテ繁忙」なので、「国力ノ基盤ヲ為ス協力工場其ノ他ノ中小企業ヲ培養育成シ、以テ軍需生産ノ増強ヲ図ル」余裕がない。それゆえ勸業銀行にその分野で力を発揮、「中小企業ノ育成ヲ

図ル為積極的ニ中小企業金融」をするための「具体案」を至急作成せよというものであった。そして作成にあたって5つの留意事項が示された。すなわち

- 「一、中小企業金融ハ中小企業ノ育成並ニ其ノ經理ノ適正化ニ関シ適実ナル指導ヲ為スヲ本旨トスル・・・
- 二、右ニ関シテハ貴行ノ伝統タル堅実方針ヲ維持スルト共ニ現下ノ事態並ニ業務ノ本質ニ合致スル様其ノ心構並ニ執務方法ニ付改善ヲ加フ・・・
- 三、地方銀行トノ関係・・・ハ・・・協力的ノ心構ヘラ徹底セシメ無用ノ競争ヲ惹起セザル様・・・考慮・・・
- 四、中央ノ方針・・・ハ・・・各支店ニ対シ其ノ趣旨ヲ充分ニ理解セシムル為適切ナル措置ヲ講ズル・・・
- 五、育成シタル中小企業が成長シタル場合ノ指定軍需金融機関ハ必ずしも貴行ニ限ラザルコトヲ予メ諒解セラルベキコト・・・以下略・・・」⁸⁷

当局が勸業銀行に求めた「中小企業金融」の具体案作成にあたっての留意点は、「中小企業の育成」指導、「堅実方針」の維持、地方銀行との「協力的ノ心構」、全国の支店長への方針の徹底、そして中小企業の指定金融機関についてであった。これは単に勸業銀行に中小企業の指定金融機関になることを求めたのではなく、中小企業の「育成」を目的としていた。だからこそ勸業銀行が「育成シタル中小企業が成長」した場合、「指定軍需金融機関」は必ずしも勸業銀行ではないことの下承を求めたのである。

要するに通牒は、地上戦が予想される中で勸業銀行の支店網を使って全国的に中小企業の培養育成に独自の役割を果たすよう求めた。軍需金融等特別措置法(1945年4月施行)で2,000社が指定され、金融機関の資金総額の7～8割がこの「ルートを通じて供給」された⁸⁸。迫水の勸業銀行への期待はこの2,000社には入らない下層規模の会社への対処とも考えられる。総裁は「指定金融機関として活動する」が、他方では「措置法の適用を受けざる中小企業」に対して、勸業銀行が「特別の使命」を命じられたことを次のように述べ

た。

「是等の方面に於ては従来の不動産抵当貸付といふことより離脱致しまして無担保の貸付をする範囲が非常に広がって参った……。この点は、与信方面に於ける著しき特色……。従って、今後は担保といふものを離れて事業そのものの良否を考へに入れて之に当らなければならない」⁸⁹

肝腎な点は、「特別の使命」である「中小企業」金融が不動産抵当貸付ではなく「無担保の貸付」であることである。ここには勧銀が不動産銀行から「離脱」して「事業そのものの良否」で融資する銀行すなわち事業金融機関へ転換することが宣言されている。そのことは、勧銀の事業における「著しい経営性格の相違」であるとともに無担保貸付の「範囲が非常に広く」なることを確信させるものであった。だがこの「無担保の貸付」の意味は明確ではない。この点を次にみる。

軍需金融等特別措置法は、単に軍需融資指定金融機関制度の法制化にとどまらない。その「勅令」によって勧銀に「無担保長期資金融通」の途をひらいた⁹⁰。事業金融部長は、以下のよう

「当行ハ不動産抵当銀行トシテ生レタ銀行デアリマスノデ事業金融ヲ行フニ当リマシテモ工場財団其他ノ不動産ヲ抵当トシテ主トシテ長期資金ヲ融通スル事ニ務メテ来タ・ガ先年ノ当行法ノ改正以来無担保短期資金融通ノ途ガ拓ケ又今回ノ軍需金融等特別措置法ニ基ク勅令ニ依リマシテ無担保長期資金ノ融通トカ為替業務トカ委託ニヨル受払ヒ代理業務ガ行ヘルコトニナリ愈々該勅令ガ本23日ヨリ施行セラレルコトニナッタ」⁹¹

このように軍需金融等特別措置法に基く勅令によって従来の無担保短期資金の融通のみならず「無担保長期資金の融通」も可能になった。だが長期資金による無担保貸付は従来、年賦貸付・定期貸付において行われてきた。にもかかわらず何故、無担保長期貸付が取り上げられたのか。

「従来ノ不動産ヲ抵当トスル融資方法ノミヲ以テシテハ所謂生キタ事業金融ハ出来ナイ。ソコデ此際我々ノ考ヘネバナラスコトハ事業金融ニ付テハ従来ノ不動産銀行的色彩ヨリ脱却スルコトデアリマス。即チ必ず工場財団等ヲ担保ニ徴シ長期資金ノミヲ融通スルト言フ従来ノ観念ヨリ離脱スルコトデアリマス。……担保ハ結局担保ニ過ギナイノデアリマシテ事業アツテノ担保デアリ融資ノ見返リハ飽ク迄モ事業其ノモノデアリマス」⁹²

ここでは工場財団等の不動産を担保として事業金融を行うという従来の勧銀経営の基本が否定され、不動産銀行的色彩からの脱却が唱えられている。ただ事業金融部面においてはという前提がおかれている点は留意すべき点であろう。

さて勧銀法の改正で32条6号にみられる事業法人（私的企業）への無担保短期貸出が可能になったが、これは財団金融等の長期貸付への「前貸」で「振替」が予定されていた。だが、勅令による「無担保長期貸付」は、この「振替」をなくすことに決定的意味があった（この点は大阪支店の場合で検証する）。それゆえ「無担保長期貸付」は、従来行われてきた長期資金による貸付（割賦・定期貸付）で行われた公法人への無担保貸付ではなく、勧銀法32条に基く短期資金（余裕金乃預り金）による私法人（事業会社）への貸付（手形貸付）を意味するものであった。事業法人への手形貸付の開始は、占領期における勧銀の本格的な事業金融化（無担保・長期貸付）のはじまりでもあった⁹³。

以上、軍需融資特別措置法に伴い勧銀は指定軍需金融機関として活動する一方で他方では「措置法の適用を受けざる中小企業」に対して「特別の使命」が与えられたこと、また軍需融資特別措置法の勅令は勧銀の「無担保長期資金融通」の途を開いたこと、を検討した。次に32条の短期金融がどのように展開したかを検討する。

(3) 短期貸出の急増と預り金制限の撤廃

1) 短期貸出の急増：表10は、短期貸出の種類別

残高と長期貸出残高の推移をみたものである。短期貸出の貸出合計(短期と長期の合計)に占める割合(a/c)は、1942年6月末までは3~5%でとるに足りないが、1942年下期以降になると上昇はじめ1945年3月末には25%を占めた。その後も急上昇し1年後(1946年3月末)には47%と半分近くを占めるに至った。長期貸出の中には国

民更生金庫に対する見合融資が含まれており⁹⁴、それを考慮すれば1945年9月末迄には短期貸出が長期貸付を上回る逆転が生じていたといえる。短期貸出の増加は、主に手形貸付であるが、増加割合は見合融資を含む長期貸出をはるかに上回るものであった(表の短期貸出と長期貸出の増加指数参照)。

表 10 短期貸付手形割引及当座預金貸越の残高

(単位 千円)

年	期末	短期貸出					計 (a)	長期貸出 (b)		貸出合計 (c)	a/c
		短期貸付	手形割引 (=手形貸付)	割引手形	当座預金 貸越						
1937	上期	9,612	37,140	—	29	46,783	100	1,250,529	100	1,297,312	4
	下期	9,051	38,877	—	39	47,968	103	1,229,391	98	1,277,359	4
1938	上期	8,052	33,127	—	31	41,211	88	1,204,599	96	1,245,810	3
	下期	7,093	30,334	—	18	37,440	80	1,178,865	94	1,216,305	3
1939	上期	10,915	28,366	—	28	39,311	84	1,163,429	93	1,202,740	3
	下期	19,646	30,383	—	22	50,052	107	1,161,710	93	1,211,762	4
1940	上期	26,610	29,941	—	102	56,654	121	1,147,185	92	1,203,839	5
	下期	31,381	36,159	—	219	67,763	145	1,181,613	94	1,249,376	5
1941	上期	24,103	34,873	—	242	59,219	127	1,194,787	96	1,254,006	5
	下期	22,811	36,556	—	139	59,507	127	1,205,235	96	1,264,742	5
1942	上期	15,065	38,126	—	183	53,376	114	1,228,702	98	1,282,078	4
	下期	17,409	61,075	—	32	78,518	168	1,247,336	100	1,325,854	6
1943	上期	13,669	121,999	355	78	136,102	291	1,288,369	103	1,424,471	10
	臨時	15,152	157,500	315	164	173,132	370	1,307,055	105	1,480,187	12
	下期	20,482	233,957	176	255	254,872	545	1,472,935	118	1,727,807	15
1944	上期	25,033	409,347	104	2,147	436,631	933	1,928,835	154	2,365,466	18
	下期	29,305	673,352	3,940	481	707,078	1,511	2,103,587	168	2,810,665	25
1945	上期	60,577	1,086,946	6,456	1,007	1,154,988	2,469	1,961,820	157	3,116,808	37
	下期	66,740	1,654,343	100	1,409	1,722,593	3,682	1,968,852	157	3,691,445	47

資料：勧銀「営業報告書」各期。

註：短期貸出の計と長期貸出(年賦貸付と定期貸付の合計)の右側数字は、1937年上期末を100とする増加指数である。合計が合わないのは単位未満切り捨てによる。

表 11 長期短期貸出実績の説明書

(単位 万円)

年月	長期貸出残高		短期貸出残高		合計 増減	
	増減	説明	増減	説明		
1942	7~9	-1,159	貸出高4,298万円、償還高5,457万円による	182		-977
	10~12	3,022	大口財団(含労務者住宅建設資金)及食糧営団貸出14口2,724万円、昭和17年度一般及煙草肥料資金478万円	2,332	食糧営団及木材会社関係貸出378万円、農業保険組合連合会貸出126万円、購置資金貸出80万円、大口財団貸出250万円並に証券業者への貸出増1,487万円等	5,355
	計	1,863		2,514		4,378
1943	1~3	-787		3,810	金属回収統制会社921万円(共同融資1,742万円の分担の内)、食糧営団実績補償融資2,425万円(共同融資に至る迄の繋ぎ資金を含む)の外同営団及木材中核体会社への運転資金の増加	3,022
	4~6	4,890	食糧営団実績補償融資1,240万円、大口財団抵当貸付9口2,810万円	1,938	東京府食糧営団実績補償融資2,260万円の償還があったが、其他食糧営団及木材中核体会社1,700万円、金属回収統制会社416万円、農地開発営団300万円、民更生金庫700万円及大口財団貸付2口940万円	6,828
計	4,103		5,748		9,850	

資料：各期「資金吸収及運用実績説明書」(「資金吸収計画綴」勸農統制会、1942年8月~1943年2月。「資金吸収望関係綴」勸農統制会、1943年3月~9月)。

註：表の見方—例えば1942年7~9月の場合、合計で977万円が減少したのは短期貸付で182万円増加したが、長期貸出で1,159万円減少したからである、と。

では、一体この短期貸出はどのような方面になされて急増したのであろうか。利用資料は、まだ見合融資がはじまる前の1942年7月から1943年6月迄の四半期毎に勸銀から勸農金融統制会へ提出された「資金吸収及運用実績表説明書」である(表11)。これには各期の増減の理由が説明されている。

特徴の第1は、1942年10月～1943年6月の短期貸出の増加は、各地の食糧営団⁹⁵、木材中核体会社⁹⁶、金属回収統制会社、国民更生金庫、農地開発営団などの特殊法人、「大口財団貸出」と記されている事業法人、そして証券会社による。1941年3月の勸銀法改正で特別の法令により設立された農林水産業の事業法人に短期金融が可能になったが、1942年2月の改正では農林水産業にとどまらず「農林業、畜産業、水産業、工業又は不動産に関する事業」を営む「特別の法令」で設立された「法人」「組合又は其の連合会」へと拡張された。さらに1942年2月の改正で事業法人(民間の事業会社)への貸出ができるようになった。

留意すべきは様々な特殊法人への短期貸出が長期貸付とともになされていることである。例えば、1942年10～12月期の貸出金の増減については、

「5,355万円増加・ハ長期諸貸出金ニ於テ3,022万円、短期諸貸出金ニ於テ2,332万円増加・ニ因ル。而シテ長期諸貸出金ニ於ケル増加ハ主トシテ大口財団(・・)及食糧営団貸出14口2,724万円アリタルト・昭十七年度一般及煙草肥料資金・貸出、478万円アリタルニ因ル・短期諸貸出金ニ於ケル増加ハ食糧営団及木材会社関係貸出378万円、農業保険組合連合会貸出126万円、購繭資金貸出80万円、大口財団貸出250万円並ニ証券業者ニ対スル貸出増1,487万円等ニ・因ル」⁹⁷(金額の単位は千円から万円〈未満切り捨て〉に変更・筆者、以下同じ)

特徴の第2は、事業法人への短期貸出が長期の「大口財団貸出」とともになされていることである。これは長期の財団担保貸出を行うまで

の繋ぎ資金の融資と思われる。財団の登記前でも設定が確実な場合、貸付が可能になったのは1941年3月の改正による(勸銀法第19条)。そして1942年2月の改正は事業会社に対する設備資金・運転資金・住宅建築資金の無担保短期貸出を可能にした。この時点で勸銀の事業会社に対する貸出は、財団担保の長期貸付のみならず短期貸出をも行うようになった。表の短期貸出の中にみられる「大口財団貸付」は、第32条の6号貸出であると思われる。

次に、超重点主義の1943年～1945年迄の短期貸出の動向を、大阪支店を例に考察する。この間大阪支店の短期貸出残高は全国の支店中最大であった。

同店の短期貸出が貸出残高(長期貸出と短期貸出残高の合計)に占める割合は、少なくとも1939年から1942年末までは4%で横ばいであったが、その後上昇し1943年9月末7%、1944年3月末13%、同年9月末33%と増加、そして1945年3月末には52%、同年9月末71%へと飛躍的に増加した。太平洋戦争期に入って大阪支店の融資構造は長期金融から短期金融へと大きく転換した。

表12は、太平洋戦争期の大阪支店の短期貸出(勸銀法32条による貸出)の内訳をみたものである。

短期貸出残高は、1942年迄は500万円台であったが1943年上期以降増大しはじめ、そして1944年下期以降の急増はそれまでと違って飛躍的である。短期貸出は主に有価証券担保の貸出(2号貸出)と事業会社貸出(6号貸出)だが、2号貸出残高は500～700万円前後で安定的に推移している。それゆえ短期貸出の増加要因は主として事業会社への貸出の増加によることが明瞭である。

この事業会社への短期貸出は、1944年上期頃迄は長期貸付である工場財団貸付迄の前貸であった(1942年2月の勸銀法の改正による)。例えば1942年下期の200万円の貸出は「当期中ニ於テハ帝国化工株式会社ニ対シ6号ニヨル貸出200

万円アリタルガ、期中ニ工場財団抵当貸付ニヨリ振替償還」⁹⁸された。また1943年上期に「事業会社ニ対スル6号ニヨル貸出高増加シ10口、725万円ニ及ビタルガ、ソノ多クハ財団貸付ニヨリ振替償還セラレ、現在高5口、200万円トナレリ」⁹⁹という。この長期貸付への繋ぎは、食糧営団への短期貸出（3号貸出）でも行われた。「3号ニヨル貸出1口、205万円、食糧営団貸付ニシテ、法15条ニヨル貸付ニヨリ振替償還」（1943年上期）された。

なお2号貸出の残高が、1942年迄の500万円前後から漸増しているが、これは戦時債券の価格を維持するための「債券買上制ノ実施」¹⁰⁰に伴い証券会社への貸出が増加したからである。

このように1944年上期迄は長期貸付への前貸として機能しながら残高を増大させたが、1944年下期になると状況は変わってくる。その異変は6号貸出の短期貸出残高が1944年上期末（同年9月末）の6,779万円から同年下期末（1945年3月末）の1億5,384万円へとわずか6ヶ月で2.3倍に急増していたことに表れている。1944年下期の短期貸出の「特記事項」を引用する。

「当期中ノ6号ニヨル貸出（含書替）中事業会社ニ対スル貸出ハ163口、1億4,920万円又期末現在高中事業会社ニ対スル貸出ハ131口、1億5,362万円ニシテ前期ニ比シ著増ヲ見タリ 右ハ前期央ヨリ実現ヲ見タル指定軍需会社ニ対スル貸付ガ全部手形貸付ニヨル無担保貸出トナリタルニ基因スルモノニシテ斯方面ニ対スル貸出ハ今後益々著増スルモノト予想セラル 尚定期預金証券担保貸出ハ104口、22万円ニシテ空爆罹災者ノ証券担保貸付ハ次第二増加傾向ニアリ」¹⁰¹

すなわち、1945年初頭、従来の工場財団貸付による長期の事業資金貸出は、32条6号貸出の手形貸付による無担保貸出にとってかわるのである。この時期から長期貸出残高が頭打ちとなるのは、そのためである¹⁰²。勧銀はもはや長期の事業資金貸出において不動産担保（財団担保）からも事実上解放され、短期資金でもって長期金融が可能となったのである¹⁰³。誤解を恐れずにいえば、不動産銀行の解体過程のはじまりである。

以上、本項では、戦時下の短期貸出の増加は、1942年下期（同年7～12月）と1944年下期（1944

表12 短期貸出金種類別各期貸付高と期末残高（大阪支店）

（単位 口 千円）

	年	各期	2号貸出： 有価証券担保手形 割引其の他		3号貸出： 特殊法人各種組合		4号貸出： 5人以上連帯		5号貸出： 公共団体		6号貸出： 事業会社其の他		計	
			口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
当期中貸出高	1941	下期	1,999	13,096	3	578							2,002	13,674
	1942	上期	1,958	14,644	2	373							1,960	15,017
		下期	1,927	16,261							2	2,150	1,929	18,411
	1943	上期	1,735	13,960	1	2,050			1	10	15	7,299	1,752	23,320
		臨時	829	9,923			4	30			42	5,591	875	15,545
		下期	1,575	13,023			5	36	1	5	122	32,342	1,703	45,407
	1944	上期	1,397	23,211					1	500	236	124,848	1,634	148,560
		下期	1,006	20,635							279	149,465	1,285	170,100
	1945	上期	556	14,330							236	216,899	792	231,229
		下期	503	9,639	57	45,272					175	123,882	735	178,794
期末現在高	1941	下期	857	4,916	1	190							858	5,106
	1942	上期	851	5,055	1	182							852	5,238
		下期	828	5,275							1	150	829	5,425
	1943	上期	768	5,764					1	10	7	2,022	776	7,796
		臨時	755	5,765			4	30	1	10	37	5,088	797	10,893
		下期	723	5,878			5	36			64	15,419	792	21,334
	1944	上期	661	6,596					1	500	133	67,790	795	74,887
		下期	616	7,048					1	500	235	153,835	852	161,384
	1945	上期	515	6,935					1	375	288	247,504	804	254,814
		下期	529	6,949	46	20,972			1	250	245	265,385	821	293,557

資料：勧銀大阪支店「決算概況報告」各期。

註1：最上段の号は、勧銀法32条の短期貸出の内訳を示すもので法律上の呼び名である。

年9～翌年3月)が画期をなしており、この時期は長期貸出の伸びをはるかに上回っていること、1942年後半から1943年前半にかけての急増は特殊法人、事業法人に対するものであったことである。大阪支店の事例では短期金融は1944年上期迄は工場財団貸付の前貸であったが、1944年下期以降は長期の担保貸出にとってかわる、不動産担保からの解放を意味することを明かにした。

2) 預り金制限の撤廃：ところで短期貸出の急増は、預り金及余裕金(短期資金)によるものである。表13は、戦時下の勧銀の資金吸収の様子をみたものである。その特徴は、第1に、勸業債券の地位が下降して1937年末には76%を占めていたが1941年末には68%となり、その後急落、1945年3月末には49%と過半を割るに至る。1941年12月末の資金吸収構成は、債券68%、預り金31%、預金部借入金2%であったが、1945年9月末にはそれぞれ44%、47%、9%となり、債券と預り金が逆転した。この時期に預金銀行化が急速に進んだことを示している。

第2に、それに代わって預り金が重要な地位

を占めるようになる。1937年6月末21%から1941年末には31%、そして1945年3月末には46%、同年9月末には47%となる。戦時期を通じて一貫して預り金の地位は上昇傾向にあるが、特徴的なのは定期預り金が振るわず、それ以外の流動性預金が増大していることである。とりわけ特別当座預り金は、1941年末9,511万円から1942年6月末には1億1,959万円へ割合も26%から30%へと急上昇している。太平洋戦争期にいかにも流動性預金が増加したかを示している。もっとも定期預り金の預り金に占める割合は、1937年以降漸減したとはいえ1941年末は58%を占め、其後も地位は低下しているが、他のどの預り金よりも大きな位置を占めている¹⁰⁴。

ところで、預り金の運用制限は、1942年2月の勧銀法の改正により撤廃されていたが、預り金の吸収額は「払込資本+積立金総高」以内に制限されていた(第31条の4但書)。だがこの制限は1945年2月に公布された臨金法第7条の3によって勧銀法の効力を失わせることによって撤廃された¹⁰⁵。こうして勧銀は「与信面でも受信面でも、普通銀行と全く同様の業務を兼営」¹⁰⁶できるようになった。戦後につながる起点がここにある¹⁰⁷。

表13 預り金種類別残高の推移

(単位 千円)

年	期末	預り金(特殊預り金除外)						%	勸業債券	%	預金部借入金	%	
		定期	当座	特別当座	通知	其他	合計						
1937	上期	167,025	61	1,884	64,246	1,085	38,461	272,703	21	978,681	76	36,076	3
	下期	167,659	65	1,136	62,323	2,295	23,946	257,361	20	959,447	76	52,207	4
1938	上期	177,522	64	1,501	60,557	1,605	34,522	275,710	23	922,945	76	21,978	2
	下期	183,238	65	991	61,612	2,083	31,908	279,835	24	901,098	76	6,173	1
1939	上期	185,821	65	2,572	64,017	1,606	33,284	287,303	25	869,852	75	3,996	0
	下期	186,624	62	2,345	70,259	1,402	42,434	303,066	26	850,816	73	3,901	0
1940	上期	187,078	61	1,871	75,131	1,633	40,366	306,081	27	829,141	73	5,003	0
	下期	192,203	59	1,817	82,759	1,853	47,519	326,153	28	834,464	72	5,918	1
1941	上期	209,658	58	2,397	94,769	1,615	52,560	361,002	30	817,170	69	10,682	1
	下期	211,384	58	2,313	95,111	6,258	50,090	365,157	31	810,880	68	19,782	2
1942	上期	215,449	54	5,222	119,588	4,572	52,493	397,325	32	825,053	67	11,576	1
	下期	231,072	52	10,452	124,903	14,582	65,254	446,266	35	835,564	65	9,130	1
1943	上期	258,092	49	17,813	149,847	12,496	85,801	524,052	36	879,834	61	40,959	3
	臨時	276,418	49	17,136	156,658	11,687	104,645	566,551	38	883,775	59	47,007	3
1944	下期	285,936	45	23,608	160,897	7,832	156,008	634,287	39	947,166	58	61,261	4
	上期	431,846	47	29,811	233,000	10,581	209,865	915,107	42	1,129,352	52	133,141	6
1945	下期	498,253	43	51,564	277,625	69,734	266,033	1,163,213	46	1,235,087	49	145,879	6
	上期	611,109	43	57,699	502,765	0	244,417	1,415,995	47	1,311,731	44	270,763	9
1945	下期	766,503	43	79,403	665,128	15,903	244,125	1,771,065	51	1,425,169	41	263,728	8

資料：勧銀「営業報告書」各期。

註1：表中の%は、預り金、勸業債券、預金部借入金の合計を100とする構成割合である。また定期預り金の右側数字は預り金合計に占める割合を示す。

2：特別当座は1945年上期以降は普通預金。特殊預り金の推移は1943臨時末1,288万円、下期末1億8,225万円、1944年上期末4億3,573万円、同下期末5億9,138万円、1945年上期末9億819万円、同下期末10億3,309万円である。また1943年臨時年度以降の預金部借入金には日銀具の他を含む。

表 14 太平洋戦争末期の預り金の概観

(単位 千円)

預貯金種類		1943年	1944年		1945年		1946年
		9月末	3月末	9月末	3月末	9月末	3月末
制限 預り金	a 当座預り金	17,136	23,608	29,811	51,564	57,699	79,403
	b 特別当座預り金	156,658	160,897	233,000	277,625	502,765	665,128
	c 通知預り金	11,687	7,832	10,581	69,734	0	15,903
	d 別段預り金	51,324	63,781	74,365	91,461	135,298	178,429
	e 納税準備預り金	21	32	141	261	457	468
	f 制限預り金計 (a+b+c+d+e)	236,826	256,150	347,898	490,645	696,219	939,331
制限基準	g 払込資本金	117,796	117,796	136,296	136,296	136,296	136,296
	h 準備金	174,269	175,619	201,336	203,736	206,436	205,264
	i 制限基準 (g + h)	292,065	293,415	337,632	340,032	342,732	341,560
j 預り金余裕額(i-f)	55,239	37,265	-10,266	-150,613	-353,487	-597,771	
制限外 預り金	定期預り金	276,418	285,936	431,846	498,253	611,109	766,503
	公金預り金	41,973	55,958	63,396	67,787	68,119	40,982
	特殊預り金	12,881	182,250	435,725	591,381	908,186	1,033,090
貯金	普通貯金	2,272	9,145	22,832	45,055	0	0
	据置貯金	7,287	20,035	32,628	34,154	0	0
	国債貯金	1,768	7,057	16,503	27,315	29,098	12,978
	国民貯蓄組合貯金	0	0	0	0	11,445	11,268
預貯金合計		579,432	816,537	1,350,832	1,754,594	2,324,181	2,804,155

資料：勸銀「営業報告書」各期。

注：預貯金合計は、制限預り金と制限外預り金そして貯金を合計したものである。合計が合わないのは、単位未満を切り捨てたからである。

もっとも預り金の制限撤廃は預り金の増大を追認したものであって、預り金の制限が取り払われたことによる急増でないことは留意すべきである。表 14 は、預り金を特別当座預り金等の「制限預り金」(f の欄) と定期預り金等の「制限外預り金」に区分して、1943 年 9 月末～1946 年 3 月末迄の残高の変化を示した。1943 年 9 月末の「制限預り金」の残高 2 億 3,683 万円は、定期預り金残高 2 億 7,642 万円を下回っていたが、1945 年 9 月末にはそれぞれ 6 億 9,622 万円、6 億 1,111 万円となり逆転した。「制限預り金」の増加振りを窺うことができる。

さて預り金余裕額 (j の欄) は、預り金の制限の基準である払込資本及積立金 (i の欄) から制限預金 (f の欄) を差引きして、あとどれだけの預金を集めることができるかを示したものである。これによると 1944 年 3 月末には 3,727 万円となり、1944 年 9 月末には 1,027 万円の超過を示している。つまり 1944 年の秋には法的な限度を超えて預り金残高は増加していたことになる。それゆえ勸銀法の制限の見直しは必至の状態にあり、それを臨金法によって行ったと考えられる。制限基準を前提にすれば、預り金の超過額は、臨金法が改正された直後で 1 億 5,061 万円であり、

その超過幅は驚異的でさえある。それゆえ 1945 年 3 月の撤廃は、こうした状況を追認したものの推察される。1944 年度以降、特別当座預り金 (制限預り金) と定期預り金 (制限外預り金) は、急増しており、インフレは考慮しなければならないが、預り金吸収が本格化していたものと考えられる。

こうした預り金の急増は、当然のことながら短期金融の増大と軌を一にしており、臨金法の改正による預り金制限の撤廃と軍需融資特別措置法に基く「勅令」による「無担保長期金融」の開始は一体の事柄として理解すべきであろう。

以上、本項では、特殊預り金を除く預り金残高は、太平洋戦争期になって急増して 1945 年 9 月迄には債券と逆転していたこと、1945 年 2 月臨金法公布による勸銀の預り金制限の撤廃は、預り金増大の追認であり、すでにそれ以前から預り金は増加していた。つまり短期貸出の増加とともに流動的な預り金も増加しており、預金銀行化の「基礎」ができていたこと、預り金制限の撤廃と無担保長期金融は密接な関係があることを検討した。

おわりに

1948年6月、司令部より純然たる普通銀行か債券発行会社のどちらかを選ぶことを迫られた時、勸銀は前者を選択、紆余曲折はあったが、1952年12月の日本長期信用銀行の発足とともに「完全なる普通銀行」になった。こうした普通銀行化の土台は戦時下に築かれたが、本稿はその基礎過程を検討した。その過程はまた他面では40年にわたって発展してきた不動産銀行としての勸銀の性格を大きく変える端的にいえば解体過程でもあった。

事業金融化の検討を通じて最も印象的であったのは、倉井敏磨が常に責任ある立場にあり氏の存在を抜きにして戦時期の勸銀を語れないと思ったことである。1938年には津支店長として勸銀が長短両様の不動産銀行として進むことを提案し、1940年以後は勸銀法改正に向けての作業に取組み、1941年の11月と12月には調査課長として「私案」を大蔵省に提出して1942年の勸銀法改正に結付け、そして1943年半ば以降は理事として活動した。こうしたことから倉井の重要さは明かである。それゆえ氏につき感じたことを述べて結びにかえたい。

第1は、1942年2月の勸銀法の改正で預り金及余裕金を大蔵大臣の認可さえあれば様々な分野へ運用することができるようになった（無担保短期金融）ことに対して、倉井敏磨は、ほぼ満足のいくものであったと評価した。だが不動産担保の短期金融は、この時の改正では実現されていない。氏にとって「長期短期両建ノ完全ナル金融機能」を具備した「不動産乃至農業金融機関」になることは1938年の津支店長以来の要望であり、1941年の私案にも盛り込まれていた。問題はこのことが実現されなかったことの意義についてである。倉井の要求は本来不動産銀行の枠内での要求であったのである。これが実現されなかったことで勸銀の長期金融を前提とする短期金融による「前貸」は、不動産銀行の枠内ではあるが事業金融機関への発展へと展開することになった¹⁰⁸。終戦時における勸銀が

興銀に類似した大口貸付中心の事業金融機関になる出発点は、この1942年の勸銀法の改正が契機になった。

1945年春、臨金法の改正と軍需金融特別措置法の勅令によって預金制限が撤廃、無担保長期金融が開始され手形貸付が本格化した。財団金融が手形貸付に置き換わる側面が強い（そのことは財団金融が頭打ちになることに表れている）。預り金により依存する形で事業金融機関化したものと考えられる。

復金がまだ開業していない時期において勸銀が復興金融に大きな役割を果たし得たのは、太平洋戦争期に政策当局にブレーキをかけられながらも着実に事業金融機関化したからであろう。

だが1945年春の転換を単にそれまでの延長の拡大とみるのは適切ではない。不動産銀行的色彩の脱却は戦後においても強調されるが、1945年3月に唱えられたのがはじまりだからである。預り金制限がなくなり手形貸付を基本にすえた不動産銀行の解体のはじまり、もはや後戻りの出来ない段階であった。

第2は、勸銀と大蔵省当局との確執についてである。大蔵省当局は勸銀に対して事業金融への協力を求めたが、それは勸銀が不動産金融機関であることが前提であって「余力」を求めただけであった。「平時産業」とか「平和産業」金融をしばしば強調した。では何故大蔵省は勸銀にこうした役割を担わせようとしたのか。倉井敏磨は戦後の座談会で当時のことを振り返りながらこの点について触れている¹⁰⁹。

倉井は勸銀の「機能の束縛」を解こうと大蔵省と「相当激しい折衝」をしたが、金融系統論を理由にして「最後まで快く応じなかった」。倉井によると大蔵省が金融系統論を主張した理由は2つあるという。1つは、「平時産業」金融の必要性である。「中小企業金融が本当の意味に於ける我々の受持ちだった・・・市街地の不動産金融というにしても・・・大体広い意味で、例えば小さい商店に貸すとか、小さい町工場に貸すとか、一種の中小企業金融だった」「之等一連の

小口金融は平時においても必要だが、更に戦争に突入してもやはり必要だったのですね。それを勧銀にはやって貰いたい。小さい小口のをやって貰いたい。こういうことが政府の1つの方針だった」と、戦時下においても「平時産業」が必要であったことがその理由であると証言した。2つは、戦時債券の発行とか社債登録のような「本来の仕事ではないそんな代理業」をさせることであった。政府機関の業務を勧銀にやらせたのは、勧銀が「行政区画と完全に照応した店舗の配置」となっており、「向うじゃく大蔵省・筆者>行政区画と照応していろいろなことをやるのに非常に都合がいい」からであった。

この倉井の証言は戦時下の勧銀研究に1つの示唆を与えるものであろう。勧銀本来の業務と勧銀が戦時下に戦時債券の発行などの政府の委託業務との密接な関連が指摘されているからである。

第3は、1941年の11月と12月の2回にわたって勧銀の監理官宛てに提出した建議案が、当時の調査課長であった倉井敏磨の「私案」としてなされた点である。少なくとも1940年夏以来勧銀内で勧銀法改正について準備しながら、何故「私案」にしたのか。国際情勢が緊迫した中での動きであるが故に様々な理由が考えられるが、差当り行内での意見の対立が1つの反映ではないかと推察される。

本店機構が1939年に改正され、1942年8月には鑑定課が廃止される状況になっており、「鑑定課を根こそぎ解消してしまったわけなんだ。・・・鑑定課の人たちからは大分憾まれた」という。ともかく事業金融化に反対意見があったことを窺わせる。倉井敏磨に対抗する不動産金融論があったものと推察される。

注

- (1) 杉本正幸『不動産金融論』巖松堂書店、1930年6月、562～564ページ。
- (2) 勧銀『日本勧業銀行史（第6編）』未定稿、

1952年7月、188ページ。

- (3) 事業金融の意味は、事業内容の信用に基く貸付である。具体的には「財団抵当貸付及工場抵当法第三条ニ依ル貸付」「国策会社其ノ他特殊法人ニ対スル出資、株式及社債ノ応募引受、手形割引、当座預金貸越」「国家総動員法ニ基ク強制融資、債務ノ引受及保証」である。「本店機構ノ改正ニ関スル件」1941年8月21日、『内規に関する回議回覧』（八）、1941～43年。
- (4) 福島正夫は、勧銀が「戦後に普通銀行化に転換するところの基礎・・・は、戦時に築かれた、こういう関係で両者は関連」していると述べた。『日本勧業銀行発展の概要（勧銀史研究会報告）』1952年10月11日、149ページ。
- (5) 勧銀の取引先は、政策当局者や勧銀によってしばしば「平和産業」「平時の産業」と呼ばれた。また倉井敏磨は、勧銀の顧客を①担保をとらなければ融資ができない階層すなわち中小企業であり、②戦争に突入しても必要な層であると特徴づけている。『倉井敏磨氏を囲む座談会』1950年12月8日。なお渡辺純子「戦時下の民需産業」石井寛治外編『日本経済史』4 戦時・戦後期 東大出版会、2007年9月を参照した。
- (6) 池上和夫「金融統制の進展と日本勧業銀行」伊牟田敏充編著『戦時体制下の金融構造』日本評論社、1991年2月。拙稿「戦時下の不動産業と『不動産金融』—勧銀大阪支店を中心に—」『社会科学研究』第58巻第3・4合併号（東京大学社会科学研究所紀要）、2007年3月（拙著『日本不動産金融史』学術出版会、2011年10月、第2章第5節に集録）。

なお本稿は戦時期の勧銀法を分析するが、池上和夫は、勧銀の成立時と不動産銀行へ転換する1911年と勧銀史上、重要局面での勧銀法改正を取り上げ丹念に考察しておられ有益である。「明治・大正期の勧銀・農銀論」（加藤俊彦編『日本金融論の史的的研究』東京大学出版会、1983年2月、第4章第1節）。

本稿で分析する資料はほとんど旧第一勧銀が所蔵したものである。その資料の作成が勧銀の

- 場合、勸銀名は省略した。
- (7) 「臨時資金調整法ニ基ク貯蓄債券命令書」大蔵大臣から勸銀宛、1937年10月19日、『内規に関する回議回覧』(六)、1937～1938年。
- (8) 『第二十三回支店長会議経過報告』1937年10月。
- (9) 「総裁訓示要旨」『行報』号外1937年10月4日、同前。
- (10) 物資動員計画は1938年度(暦年)から開始され、1938年1月16日閣議決定された。安藤良雄は「中国の抗戦により事変が長期化に追い込まれ、経済政策も応急的なものから長期戦体制・・・のものに転換する段階において本格的な戦時経済統制のための立法機構整備の一環として組込まれた」169ページと指摘した。物動計画は、同年6月には改定されたが「改訂物資動員計画要綱」には「転業及ビコレニ伴フ失業者救済ノタメ必要ナル方策ヲ講ズル」なる項目がある(171ページ)。安藤良雄『太平洋戦争の経済史的研究—日本資本主義の展開過程—』東京大学出版会、1987年4月。
- (11) 「蔵銀第2476号」勸銀総裁宛、1938年8月10日、『臨時行務調査会全委員会ニ提出セル参考案』6冊の内第3。なお、この通牒での「左記事項」は、「一、資金ノ使途ノ範囲」「二、転換シムヘキ新職業ノ範囲」「三、具体的実行方法」「四、本件実行ニ伴フ希望」であった。
- (12) 『第二十四回支店長会議経過報告』1938年4月。
- (13) 浦和支店「支店長会議諮問事項答申」1938年4月、『第二十四回支店長会議ニ於ケル諮問事項答申書』1938年4月、青森～綾部。
- (14) 前橋支店<答申書>、1938年4月、同前。
- (15) 倉井敏磨は1921年に勸銀に入行、1924～25年不動産金融の研究のため欧米に出張した。その後各地支店長を歴任、後に調査課長となり、1943年6月～1947年6月理事となる。『人事興信録』第11版、1937年3月、武田満作編『日本勸業銀行史』1953年6月、附録。
- (16) 津支店長「支店長会議諮問事項ニ対スル答申」1938年4月、前掲『第二十四回支店長会議ニ於ケル諮問事項答申書』青森～綾部。
- (17) 同前。なお「管理業務」の借入金返済のための「特別ノ団体」の結成では、三重県遠洋漁業振興会の経験が報告されており注目される。
- (18) 同前。
- (19) 「短期金融乗出(長短両立ニテ進ムコト)」の答申支店は、津以外に秋田、徳島支店からもあった。前掲『第二十四回支店長会議経過報告』1938年4月。
- (20) 「斉藤理事ノ御話」1938年4月、同前。
- (21) 「野口理事ノ御話」1938年4月、同前。
- (22) 答申の内「預金ニ関スルモノ」は、預金利率の引上と特約預金に関するものに限られていた。同前。
- (23) 勸銀の短期融資は1910年7月から開始された。最初の預り金及余裕金の運用先は「有価証券、農産物、水産物、工業製造品を担保とする手形の割引又は短期貸付」(32条2号)であった。1917年に当座貸越が認められ短期融資の形式は手形割引、短期貸付、当座貸越の3つとなった。当座貸越は産業組合・連合会へ行くことで認められ後公共団体、諸組合に拡張された。『日本勸業銀行史』277、351ページ。不動産根抵当の短期金融はまったく新しい提案である。
- (24) 前掲『日本勸業銀行史』666ページ。なお勸銀は大蔵省に1938年9月には「業務振興ニ関スル件」を提出、この中で「根本的対策トシテハ法律定款ノ改正ニ俟タザルベカラザル次第」と勸銀法の改正の必要性を述べていたという。
- (25) 「広瀬大蔵次官挨拶」1941年4月1日、『第二十七回支店長会議経過報告』1941年3月。
- (26) 1941年2月25日貴族院特別委員会での大蔵次官広瀬豊作の答弁、日本銀行調査局『日本金融史資料』昭和編第18巻、1967年6月、333ページ。
- (27) 倉井敏磨調査課長「銀行法ノ改正ニ就イテ」1941年4月4日、前掲『第二十七回支店長会議経過報告』。
- (28) 「総裁訓示要旨」(『行報』号外、1941年4月8日<第1日記録(3月31)>)、同前。
- (29) 金融新体制の構想は、1940年秋から陸軍案、企

- 画院案の作成にはじまり1941年7月11日の「財政金融基本方策要綱」の閣議決定で文書の上で一応の決着したという。伊藤修「戦時金融再編成（上）—その争点と展開」『金融経済』金融経済研究所、203号、1983年12月、84ページ。
- (30) 1940年12月末の長期貸付（年賦+定期）の抵当貸付残高9億6,034万円の内、宅地建物（制限値）貸付残高は4億767万円であった。同時期の市制施行地の制限額は4億7,613万円（払込資本1億1,780万円+債券額8億3,446万円の1/2）なので、余裕額はわずかであった。
- (31) 工場財団の貸付は、1905年の工場抵当法に基くものである。財団抵当制度は、企業経営の土地建物のみでなく機械・器具其他の物的設備、工業所有権も一括して「財団という単一体」として抵当権を設定する制度である。勸銀は「財団貸付業務の先駆者」であった。前掲『日本勸業銀行史』238～239ページ。
- (32) 臨時行務調査会で作成された「財団貸付新興」策では、この点、事業会社に対して「拡張中ノ増加物件ニ対スル貸付予約」と「貸付金立替斡旋」が、考えられていた。勸銀「財団貸付新興ニ関スル件」1938年7月30日配布、臨時行務調査会『臨時行務調査会常任委員会議事録 関係資料（其の一）』1938年。
- (33) 1940年末の勸銀の預り金残高は、定期預り金1億9,220万円、公金預り金2,142万円、そして制限の対象となる預り金は1億1,253万円（当座182万円、特別当座8,276万円、通知185万円、別段2,610万円）であった。預金合計は3億2,615万円、勸業債券の残高は8億3,446万円である。勸銀『営業報告書』1940年下期。
- (34) 「本行法中改正各項目ノ運用方針」1941年3月、『第二十七回支店長会議資料』1941年3月。
- (35) 前掲『日本勸業銀行史』の附録「日本勸業銀行法の沿革」を参照して。
- (36) 本条に該当する法人・組合は約70余りで、既に勸銀の取扱対象は28あり、残りの40余りが、今回の改正でその対象となった。現在認可申請を考えているのは、農地開発営団、日本木材株、日本蚕糸統制株である。公共金融課長「公共金融ノ取扱ニ関スル件」1941年3月、前掲『第二十七回支店長会議経過報告』。
- (37) 前掲「銀行法ノ改正ニ就イテ」。
- (38) 同前。
- (39) 同前。
- (40) 前掲『日本勸業銀行史』666ページ。
- (41) 「総裁訓示要旨」（『行報』号外、1941年4月8日<第1日記録（3月31日）>）、『第二十七回支店長会議経過報告』1941年3月。
- (42) 新体制下の中小企業政策は、政治上の配慮から「中小産業の維持・育成」を掲げたが、「転廃業者の労務転換への制度的措置は、この新体制期に準備」され、本来のねらいは「労務供出と企業整備」であった。塩田咲子「戦時統制経済下の中小商工業者」中村政則編『戦争と国家独占資本主義』（体系日本現代史第4巻）日本評論社、1979年4月、236～237ページ。
- (43) 表紙には「昭和十六年十一月二十六日調査課長私案トシテ大蔵省へ提出」なるメモがある。業務部『銀行法改正建議案関係綴』、1941年。
- (44) 同前。
- (45) 同前。
- (46) 同前。
- (47) 同前。
- (48) 同前。
- (49) 同前。
- (50) 同前。
- (51) 同前。
- (52) 追加の32条の預り金の運用の拡大は、1941年3月の改正で認められなかった「ロ、預り金に関する制限を撤廃すること」と「ニ、不動産を抵当とする当座預金貸越の途を拓くこと」の2点を更に具体化したものである。
- (53) 調査課長私案「当行法中改正案要綱（草案）—追加分—」1941年12月15日。
- (54) 同前。
- (55) 同前。
- (56) 同前。
- (57) 同前。

- (58) 例えば1944年3月末の定期貸付残高は5億8,626万円であったが、有抵当4億1,684万円、無抵当1億6,943万円であった。他方制限である(払込資本+準備金)の2倍は5億8,683万円であった。有抵当の残高は不明だが1946年3月末4億451万円である。勸銀『営業報告書』。
- (59) 極秘資料の表題は「別冊『日本勸業銀行法中改正案参考資料』監理官ニ提出相成可然哉」1941年12月29日と記され、総裁をはじめ理事の間で「供覧」されている。調査課長倉井の押印があり、倉井が中心となって作成したと推察される。前掲『銀行法改正建議案関係綴』1941年。
- (60) 同前。
- (61) 定期貸付の制限額は、創立当時は年賦貸付の10分の1であったが、1920年に払込資本プラス積立金総高となり、1931年には払込資本プラス積立金総高の2倍と拡張された。この制限は1942年に撤廃される。
- (62) 前掲「日本勸業銀行法中改正案参考資料」1941年12月29日。
- (63) 同前。
- (64) 同前。
- (65) 「日本勸業銀行、農工銀行及北海道拓殖銀行法中改正要綱」1942年1月、前掲『銀行法改正建議案関係綴』1941年。
- (66) 調査課長から各店長宛「当行法ノ改正ニ関スル件」1942年1月16日、同前。
- (67) 同前。
- (68) 「銀行局長挨拶要旨」『行報』号外1942年3月13日、『第二十八回支店長会議経過記録』1942年3月。
- (69) No. 2の第2抵当権の設定について。勸銀法18条の改正で不動産の価格一杯迄貸付が可能になったので勸銀が「何ウシテモ他ノ債権者ノ一番抵当権ヲ残シテ其ノ二番抵当権ヲ担保」に貸付なければならないことは、非常に少ないので原則として第1順位とするという。共同で金融の場合やむを得ない場合に2番とすることになったと。調査課長指示事項「銀行法ノ改正ト其運用方針ニ就テ」1942年3月10日、同前。
- (70) 同前。
- (71) 同前。
- (72) 「日本勸業銀行法」1942年2月、『第二十八回支店長会議配布資料』1942年3月。
- (73) 「当行法改正ニ伴フ運用方針決定要項」1942年2月。
- (74) 同前。
- (75) 前掲「当行法改正ニ伴フ運用方針決定要項」1942年2月。
- (76) 「支店長会議ニ於ケル副総裁指示要旨 業務運営ニ関スル基本方針」1942年3月『第二十八回支店長会議経過記録』1942年3月。
- (77) 拙稿「戦時下の不動産と『不動産金融』一勸銀大阪支店を中心に一」『社会科学研究』(東京大学社会科学研究所紀要)第58巻第3・4合併号、2007年3月。
- (78) 1941年7月11日に閣議決定の財政金融基本方針要綱は、財政金融の「新体制の構想」と「金融機関の組織体」の結成を明かにした。政府は1941年秋から「金融統制団体令に関する勅令案要綱」の起草審議を行い、1942年4月18日金融統制団体令が公布・施行された。5月には業態別統制会、全国金融統制会の設立命令がだされた。『昭和財政史』11巻、1957年12月、第2章第3節。
- (79) 「財団貸付部長指示」1942年10月29日、『第二十九回支店長会議経過記録』1942年10月。
- (80) 日本の都市計画の最初は、都市を破壊する「都市疎開事業」であったという。越沢明「戦時期の住宅政策と都市計画」近代日本研究会編『戦時経済』山川出版会、1987年10月、282～283ページ。
- (81) 太平洋戦争期の普銀、信託の起債高の減少は、第1に株式市場の活況により企業が株式資本の調達にウエイトをかけたからであり(担保付社債信託の急増)、第2に普銀や信託は手許資金が潤沢であり無担保貸出に乗り出したからである。「最近に於ける財団抵当金融状況」『調査資料別冊』第10号、1943年2月。
- (82) 「感想 安東理事」1942年10月29日、『第

二十九回支店長会議経過記録』1942年10月。

- (83) 同前。
- (84) 大阪支店『決算概況報告』1942年下期。
- (85) 「事業金融部長指示事項（要旨）」1945年3月23日、業務部『諸会議ニ関スル件』1943年4月～1946年12月。
- (86) 「銀行保険局長訓示」1945年3月22日、同前。
- (87) 「銀特第171号」大蔵省銀行保険局長迫水久常から勸銀総裁西野元宛、1945年3月22日、同前。
- (88) 1944年1月の第1回指定は150社でそれに伴い軍需融資指定金融機関制度が採用された。軍需会社の指定は、1944年12月の第3回迄に600余社となった。直接軍需品を生産する大会社のほとんどが軍需会社法と指定金融機関制度の下にはいった。1945年1月制定の軍需充足会社令により、運輸・倉庫・配電などの会社が指定をうけた。

そして軍需金融等特別措置法が1945年4月に施行され、指定の範囲は指定軍需会社677社をはじめ「資本金500万円程度の会社、協力工場および特殊法人等を逐次包含して、その数約2千に及」んだ。大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』11巻、東洋経済新報社、1957年12月、343～354ページ。

- (89) 「総裁訓示要旨」1945年3月22日、前掲『諸会議ニ関スル件』。
- (90) 軍需金融等特別措置法は「勅令ヲ以テ定ムル金融機関ニ関シ必要アルトキハ業務ノ制限、取締等ニ関スル法律ノ規定ニ付勅令ヲ以テ其ノ適用ヲ排除シ又ハ特例ヲ設クルコトヲ得」20条と政府に強力な権限を与え、これを受けて政府は「日本勸業銀行、北海道拓殖銀行及日本興業銀行ハ担保ヲ徴セズシテ貸付ヲ為シ債務ノ保証若ハ手形ノ引受ヲ為スコトヲ得」（第7条1項）と勸銀に命じた。『日本勸業銀行史』720～21頁。

これによって勸銀は勸銀法があるにもかかわらず「無担保長期貸付」が可能となった。なお勸銀のこの改革は1948年の銀行法等特例法と臨金法の廃止に伴う措置の法律によって受け継がれ勸銀が戦後、預金銀行として再出発する「法

的根拠」であったという。724～25ページ。

- (91) 「事業金融部長指示事項（要旨）」1945年3月23日、前掲『諸会議ニ関スル件』。
- (92) 同前。
- (93) 戦争末期の勸銀は「興業銀行の融資形態に類似したものであったという。前掲『日本勸業銀行史（未定稿）』第6編、188ページ。
- (94) 勸銀の特殊預金の残高は、1943年9月末1,288、1944年3月末1億8,225、同年9月末4億3,573、1945年3月末5億9,138、同年9月末9億819、1946年3月末10億3,309、万円であった。勸銀『営業報告書』。
- (95) 食糧営団は食糧管理法（1942年2月法律）に基づき11月迄に中央及び地方に設置予定の特殊法人である。その事業は①主要食糧配給機構の整備 ②非常時用食糧の貯蔵である。この論説は食料営団への資金供給は「共同融資」で行い、勸銀が幹事銀行になることが相応しいとした。勸銀「食糧営団と金融一本行の対策に関して」『調査資料別冊』8号、1942年10月。
- (96) 木材統制法（1941年6月）に基くもので、中核体とは地方木材(株)の設立を促進する目的で関係木材業、製材業を「整理統合結成せられた生産実体的企業組織」で、地方木材(株)設立迄の「過渡的代行機関」である。「木材統制法と中核体会社」『調査資料』19号、1942年6月。
- (97) 「昭和拾七年度第参四半期資金吸収及運用実績表説明書」1943年1月21日、勸銀から勸農統制会宛、『資金吸収計画綴』勸農統制会、1942年8月～1943年2月。
- (98) 大阪支店『決算概況報告』1942年下期。
- (99) 大阪支店『決算概況報告』1943年上期。
- (100) 大阪支店『決算概況報告』1943年上期。
- (101) 大阪支店『決算概況報告』1944年下期。
- (102) 大阪支店の長期貸付残高は、1941年末1億1,276万円、1942年末1億2,474万円、1944年3月末1億4,893万円、そして同年9月末に1億5,406万円と最高を記録したが、1944年10月以降は減少し翌年3月には1億5,198万円と減少に転じ、1945年9月末には1億624万円へ

とわずか半年で2/3になった。大阪支店『決算概況報告』各期。

- (103) 太平洋戦争期における大阪支店の短期貸出金の「各期運用総高に対する期末残高の割合」(＝運用総高の期末時点での未償還割合を示す)を計算すると、1943年半ば以降未償還割合は20%台から40%前後へと上昇しつつあったが、1944年下期は66%へと急上昇する。つまり短期貸出金の長期化が進行する。そしてこれを支えたのが、1945年2月の臨時資金調整法の改正による預金吸収額の制限の撤廃である。大阪支店『決算概況報告』各期。
- (104) 1944年6月より臨金法第10条の7の「割増金付貯蓄規則」に基き割増金付定期預金が開始された。勧銀は幹事銀行となり、戦後は福德定期預金に受け継がれる。前掲『日本勧業銀行史』712ページ。
- (105) 臨金法の第7条の3は「日本勧業銀行法第31条ノ4但書ノ規定ハ之ヲ適用セズ」と改正され、1945年2月13日に公布された。(『日本金融史資料』昭和編第19巻、1967年10月、860ページ)。
- (106) 前掲『日本勧業銀行史』722ページ。
- (107) 当時の改革の意義は戦後にあったという。「この改革はそのまま銀行等特例法および臨時資金調整法の廃止に伴ふ措置に関する法律(昭和23年法律21号)によってうけつがれ、当行が実質的に預金銀行として再出発するための法的根拠となった」前掲『日本勧業銀行史』724～725ページ。
- (108) 無担保短期貸出については「長期信用銀行の制限を破ったのであって、この改正は画期的に重要な意義をもつ」と評価された。前掲『日本勧業銀行史』677頁。ただ同書は「短期金融はほんらいの分野への進出を意味したものでなかった」として「実質的には長期事業金融にほかならない」という。そして「自由な短期無担保の金融」は1945年2月の「軍需金融等特別措置法の制定をまって始めて可能となった」684ページ。

(109) 前掲『倉井敏磨氏を囲む座談会』1950年12月8日。

付記：本稿は、2018年4月27日の地方金融史研究会での報告をもとにまとめたものである。